

(22) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域

調査区域において、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月28日条約7号)第11条2の規定に基づく「世界遺産一覧表」に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はありません。

(23) 世界かんがい施設遺産の区域

調査区域において、国際かんがい排水委員会による「世界かんがい施設遺産」に登録されている施設はありません。

(24) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定により指定された生息地等保護区の区域

調査区域において、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第36条第1項の規定に基づく生息地等保護区の区域はありません。

(25) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の区域

調査区域において、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和55年9月22日条約第28号、最終改正：平成6年4月29日条約第1号)第2条1の規定に基づく湿地の区域の指定はありません。

(26) 文化財保護法の規定により指定された史跡・名勝、天然記念物又は重要文化的景観等

調査区域に分布する「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)、「静岡県文化財保護条例」(昭和36年3月28日条例第23号、最終改正：平成31年3月26日条例第9号抄)、「浜松市文化財保護条例」(昭和52年3月30日浜松市条例第28号、最終改正：平成31年3月15日浜松市条例第21号)、「湖西市文化財保護条例」(昭和52年12月22日条例第33号、最終改正：令和3年3月9日条例第1号)及び「浜松地域遺産認定制度」に基づいて指定あるいは登録、認定された史跡・名勝又は天然記念物、有形文化財(建造物)、有形民俗文化財、無形民俗文化財及び文化的景観は表4-2-39(1)～(2)及び図4-2-20(1)～(2)に示すとおりです。

調査区域では、国及び県指定史跡がそれぞれ1件、市指定史跡が12件、市認定史跡が2件、県指定名勝が3件、県指定天然記念物が2件、市指定天然記念物が1件存在しています。さらに国指定有形文化財(建造物)が1件、国登録有形文化財(建造物)が3件、県指定有形文化財(建造物)が2件、市指定有形文化財(建造物)が1件、市認定有形文化財(建造物)が1件存在します。また、市指定有形民俗文化財が2件、市認定有形民俗文化財が1件、県指定無形民俗文化財が1件、市認定無形民俗文化財が1件、市認定文化的景観が1件存在します。

事業実施区域においては、指定された文化財が6件存在します。

表 4-2-39(1) 文化財一覧（史跡・名勝・天然記念物）

No.	市	種別	指定区分		名称	所在地	指定(認定)年月日
1	浜松市	史跡	市	指	幡教寺跡	浜松市浜名区三ヶ日町只木 国有林	昭和 49 年 4 月 23 日
2			市	指	旧高栖寺跡	浜松市浜名区三ヶ日町大谷 字釜中	昭和 58 年 5 月 27 日
3			県	指	千頭峯城跡	浜松市浜名区三ヶ日町摩訶 耶	昭和 56 年 3 月 16 日
4			市	指	佐久米経塚	浜松市浜名区三ヶ日町佐久 米 668-3	昭和 50 年 5 月 17 日
5			市	指	愛宕平古墳	浜松市浜名区三ヶ日町都筑 3657-3	昭和 55 年 8 月 20 日
6			市	指	宇志北大里遺 跡	浜松市浜名区三ヶ日町宇志 1547	昭和 44 年 2 月 14 日
7			市	指	片山竹茂墓	浜松市浜名区三ヶ日町宇志 935-1 の一部	平成 3 年 4 月 16 日
8			市	指	佐久城跡	浜松市浜名区三ヶ日町 3457-1 他	昭和 44 年 2 月 14 日
9			市	指	凌苔庵跡	浜松市浜名区三ヶ日町平山 国有林 48 (口) 林小班	昭和 55 年 8 月 20 日
10			市	指	西山古墳	浜松市浜名区三ヶ日町釣 413-3	昭和 55 年 8 月 20 日
11			市	指	乎那の峯	浜松市浜名区三ヶ日町鶴代 916	昭和 45 年 11 月 25 日
12			市	指	本坂一里塚	浜松市浜名区三ヶ日町本坂	平成 4 年 3 月 6 日
13			市	指	伝橘逸勢墓	浜松市浜名区三ヶ日町本坂	昭和 44 年 2 月 14 日
14			市	認	本坂高札場跡	浜松市浜名区三ヶ日町本坂	令和 4 年 3 月 23 日
15			市	認	弘法穴古墳	浜松市中央区館山寺町	令和 3 年 3 月 22 日
16		名勝	県	指	大福寺庭園	浜松市浜名区三ヶ日町福長	昭和 52 年 3 月 18 日
17			県	指	摩訶耶寺庭園	浜松市浜名区三ヶ日町摩訶 耶	昭和 52 年 3 月 18 日
18		天然 記念物	県	指	鶴代のマンサ ク群落	浜松市浜名区三ヶ日町鶴代	昭和 46 年 8 月 3 日
19			市	指	玉洞寺のサザ ンカ	浜松市浜名区三ヶ日町上尾 奈 589	平成 8 年 4 月 19 日
20	浜松市・湖西市	名勝	県	指	浜名湖	浜松市中央区、浜松市浜名 区、湖西市	昭和 29 年 1 月 30 日
21	湖西市	史跡	国	指	大知波峠廃寺 跡	湖西市大知波南山 1450 他	平成 13 年 1 月 29 日
22	湖西市	天然 記念物	県	指	トキワマンサ ク北限群生地	湖西市神座 242	昭和 52 年 12 月 20 日

注1) 地点番号は図4-2-20に対応する。

注2) 指定区分 指:指定文化財、認:認定文化財、登:登録文化財

出典:「浜松市文化財分布図」(浜松市)

「はままつ文化財」(浜松市ホームページ)

「国県指定文化財一覧」(静岡県ホームページ)

「しずおか文化財ナビ」(静岡県ホームページ)

「浜松市歴史的風致維持向上計画(令和4年3月)」(浜松市)

「浜松地域遺産(浜松市認定文化財)の概要」(2023年3月30日、浜松市地域遺産センター/
浜松市文化財課)

「湖西市文化財案内マップ」「湖西市文化財地図」(湖西市教育委員会)

表 4-2-39(2) 文化財一覧（有形文化財・有形民俗文化財・無形民俗文化財・
文化的景観）

No.	市	種別	指定 区分	名称	所在地	指定(登録・認定) 年月日
1	浜 松 市	有形 文化財 (建造物)	国 指	浜名惣社神明宮本 殿	浜松市浜名区三ヶ日 町三ヶ日 122	平成 5 年 4 月 20 日
2			国 登	大福寺庫裏	浜松市浜名区三ヶ日 町福長字寺中 219	令和元年 12 月 5 日
3			国 登	天竜浜名湖鉄道 三ヶ日駅本屋	浜松市浜名区三ヶ日 町三ヶ日字門田 1148-3	平成 23 年 1 月 26 日
4			県 指	浜名惣社神明宮 摂社天羽槌雄神社	浜松市浜名区三ヶ日 町三ヶ日 122	昭和 54 年 11 月 19 日
5			市 認	館山寺町愛宕神社 社殿	浜松市中央区館山寺 町	令和 3 年 3 月 22 日
6		有形民俗 文化財	市 指	初生衣神社 織殿 附 神庫 古式織 具	浜松市浜名区三ヶ日 町岡本 696	昭和 44 年 2 月 14 日
7			市 指	服部正伸並びに友 清能楽関係資料	浜松市浜名区三ヶ日 町三ヶ日	平成 17 年 4 月 19 日
8			市 認	本坂の秋葉山常夜 灯	浜松市浜名区三ヶ日 町本坂	令和 4 年 3 月 23 日
9		無形民俗 文化財	市 認	初生衣神社おんぞ 祭り	浜松市浜名区三ヶ日 町岡本	令和 2 年 3 月 27 日
10		文化的 景観	市 認	才の神宿場の景観	浜松市浜名区三ヶ日 町平山	令和 2 年 3 月 27 日
11	湖 西 市	有形 文化財 (建造物)	国 登	天竜浜名湖鉄道 利木隧道	浜松市浜名区三ヶ日 町下尾奈字瀬戸山 2262-32 ~ 湖西市利木 字赤羽根 507-11	平成 23 年 1 月 26 日
12	湖 西 市	有形 文化財 (建造物)	県 指	大神山八幡宮境内 社熱田神社本殿 附棟札 3 枚	湖西市大知波 729	昭和 56 年 3 月 16 日
13			市 指	法泉寺山門	湖西市新所 2785	平成元年 5 月 1 日
14		無形民俗 文化財	県 指	女河八幡宮例大祭 神事	湖西市新所 1	平成 24 年 3 月 30 日

注1) 地点番号は図4-2-20に対応する。

注2) 指定区分 指:指定文化財、認:認定文化財、登:登録文化財

出典:「文化遺産データベース」(文化庁ホームページ)

「浜松市文化財分布図」(浜松市)

「はままつ文化財」(浜松市ホームページ)

「しずおか文化財ナビ」(静岡県ホームページ)

「浜松地域遺産(浜松市認定文化財)の概要」(2023年3月、浜松市地域遺産センター 浜松市文化財課)

「浜松市歴史的風致維持向上計画」(令和4年3月、浜松市)

「湖西市文化財案内マップ」(湖西市教育委員会)

「湖西市文化財地図」「湖西市文化財地名表-改訂版-(1994)」(湖西市教育委員会)

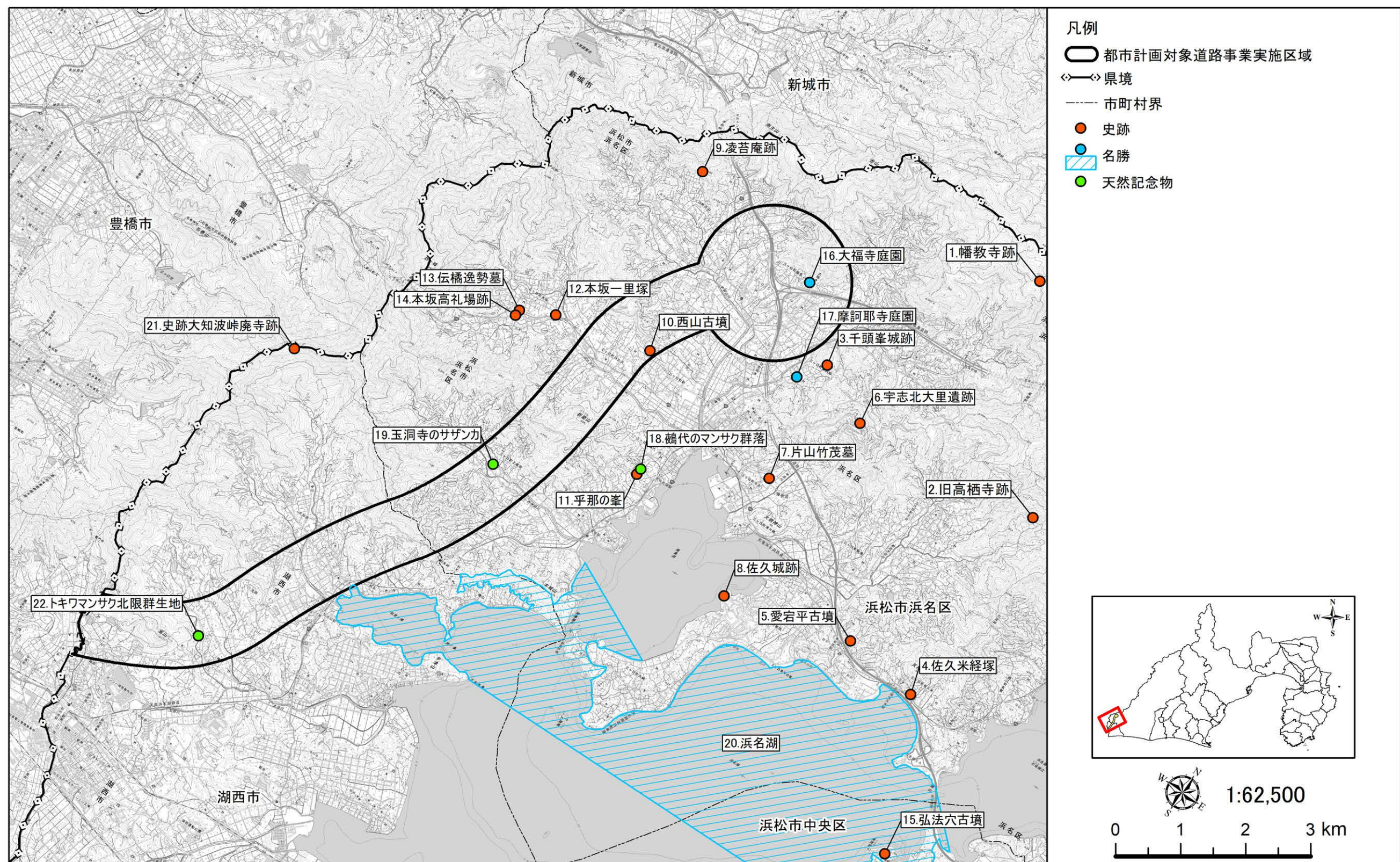
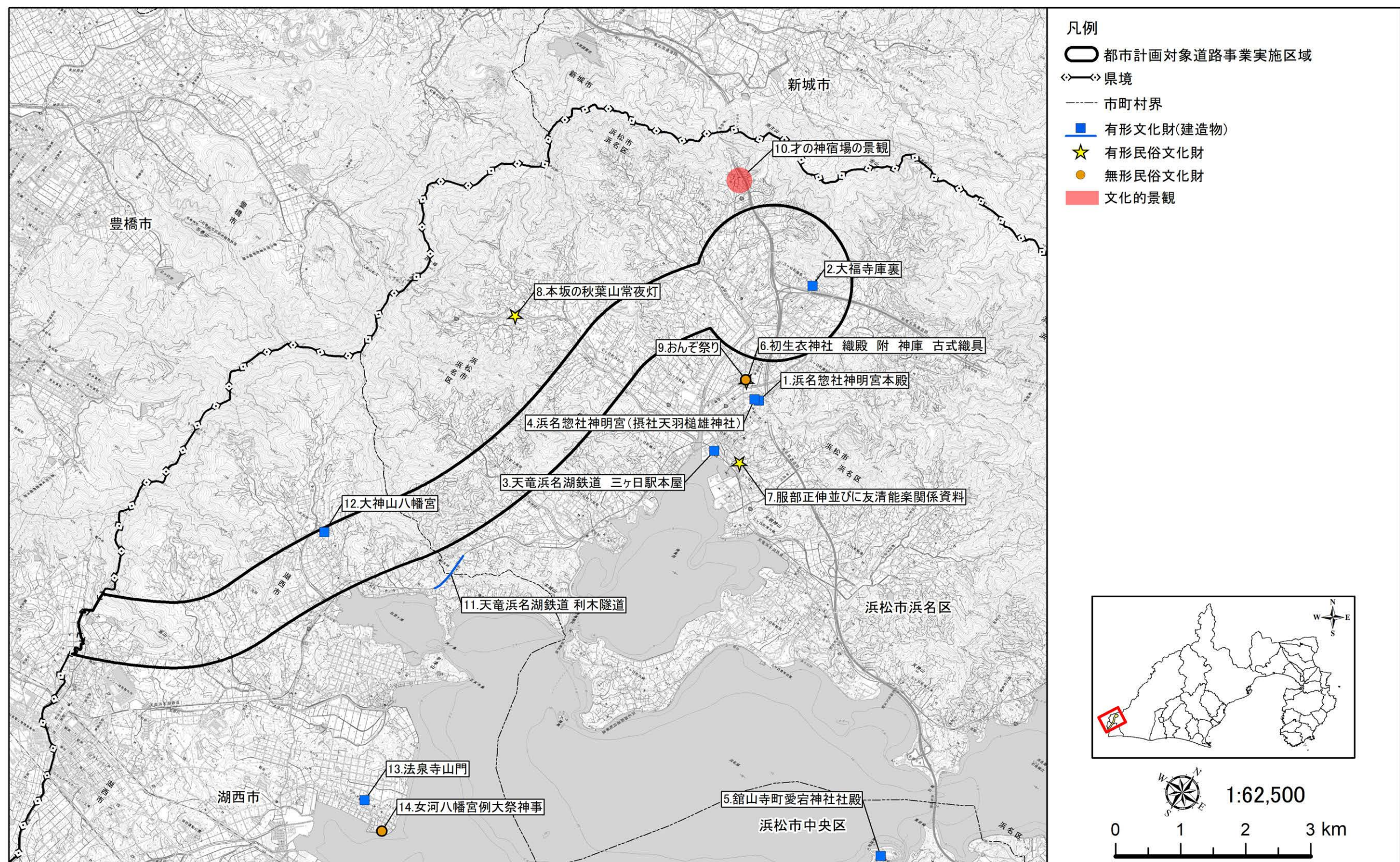


図 4-2-20(1) 文化財位置図（史跡・名勝・天然記念物）



出典：「浜松市文化財分布図」(浜松市)
「はままつ文化財」(浜松市ホームページ)
「しずおか文化財ナビ」(静岡県ホームページ)
「浜松市歴史的風致維持向上計画(参考資料)」(令和4年3月、浜松市)
「浜松地域遺産(浜松市認定文化財)の概要」(2023年3月30日、浜松市地域遺産センター/浜松市文化財課)
「湖西市文化財案内マップ」(湖西市教育委員会)
「湖西市文化財地図」(湖西市教育委員会)

図 4-2-20(2) 文化財位置図(建造物・有形民俗文化財・無形民俗文化財)

(27) 文化財保護法に基づき指定された埋蔵文化財

調査区域に位置する「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第95条に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地は、表4-2-40(1)～(7)及び図4-2-21に示すとおり、221件存在します。

事業実施区域においては、埋蔵文化財包蔵地が48件存在します。

表4-2-40(1) 埋蔵文化財包蔵地一覧

No	市町	名称	種別	所在地	実施区域内
1	浜松市	宇志鴨川古墳	古墳等	浜名区三ヶ日町宇志字鴨川	
2		宇志鴨川東古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町宇志字鴨川	
3		三ヶ日町中尾	遺跡	浜名区三ヶ日町宇志字中尾	
4		矢内	遺跡	浜名区三ヶ日町宇志字矢内	
5		楠木	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本538付近	
6		アラヤ	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字アラヤ	
7		ミソノ	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字ミソノ	
8		上地	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字上地	
9		神戸	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字神戸	
10		神目代屋敷跡	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字神戸	
11		西原	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字西原	●
12		村上	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字村上	
13		岡本居館跡	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字大門戸	●
14		大門戸	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字大門戸	●
15		大門戸南	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字大門戸	●
16		八ツ畑	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字八ツ畑	
17		分寸東	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字分寸	
18		北原	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字北原	●
19		カモ川東古墳	古墳等	浜名区三ヶ日町下尾奈260-2付近	
20		鴨川古墳	古墳等	浜名区三ヶ日町下尾奈字カモ川	
21		尾奈居館跡	遺跡	浜名区三ヶ日町下尾奈字屋敷	
22		向	遺跡	浜名区三ヶ日町下尾奈字向	
23		坂堂	遺跡	浜名区三ヶ日町下尾奈字坂堂	
24		小平下	遺跡	浜名区三ヶ日町下尾奈字小平	●
25		小平上	遺跡	浜名区三ヶ日町下尾奈字小平	
26		谷床	遺跡	浜名区三ヶ日町下尾奈字谷床	
27		三ヶ日町堂平	遺跡	浜名区三ヶ日町下尾奈字堂平	
28		奥屋敷	遺跡	浜名区三ヶ日町駒場字奥屋敷	
29		安形伊賀守屋敷跡	遺跡	浜名区三ヶ日町駒場字中山	
30		鯉山古墳	古墳等	浜名区三ヶ日町鯉山	
31		佐久米	遺跡	浜名区三ヶ日町佐久米字竹中	
32		中ノ甲	遺跡	浜名区三ヶ日町佐久米字中ノ甲	
33		佐久米貝塚	遺跡	浜名区三ヶ日町佐久米字北尾	
34		浜名惣社神主屋敷	遺跡	浜名区三ヶ日町三ヶ日字鳥居	
35		殿畑	遺跡	浜名区三ヶ日町三ヶ日字殿畑	
36		東井	遺跡	浜名区三ヶ日町三ヶ日字東井	
37		番剛寺	遺跡	浜名区三ヶ日町三ヶ日字番剛寺	
38		三ヶ日一里塚	遺跡	浜名区三ヶ日町三ヶ日字浜崎	
39		浜崎居館跡	遺跡	浜名区三ヶ日町三ヶ日字浜崎	
40		浜崎	遺跡	浜名区三ヶ日町三ヶ日字浜崎	
41		堂崎居館跡	遺跡	浜名区三ヶ日町宇志字堂崎	
42		中千頭砦跡	遺跡	浜名区三ヶ日町宇志字北大里	
43		北大里	遺跡	浜名区三ヶ日町宇志字北大里	
44		馬場	遺跡	浜名区三ヶ日町宇志字馬場	
45		懷山遺跡	遺跡	浜名区三ヶ日町上尾字懷山	●

表 4-2-40(2) 埋蔵文化財包蔵地一覧

No	市町	名称	種別	所在地	実施区域 内
46	浜松市	上尾奈古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町上尾奈字	●
47		海ツ田	遺跡	浜名区三ヶ日町上尾奈字海ツ田	●
48		海ツ田西古墳	遺跡	浜名区三ヶ日町上尾奈字海ツ田	●
49		三ヶ日町前山古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町上尾奈字前山	●
50		中嶋	遺跡	浜名区三ヶ日町上尾奈字中嶋	●
51		中嶋古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町上尾奈字中嶋	●
52		玄長貝塚	遺跡	浜名区三ヶ日町大崎464番地	
53		宇塚山貝塚	遺跡	浜名区三ヶ日町大崎字西平	
54		大屋金太夫屋敷跡	遺跡	浜名区三ヶ日町大崎字南平	
55		法幢院裏坂貝塚	古墳等	浜名区三ヶ日町大崎字南平	
56		大谷一里塚	古墳等	浜名区三ヶ日町大谷字引佐	
57		旧高橋寺跡	寺跡	浜名区三ヶ日町大谷字釜中	
58		大谷代官屋敷跡	遺跡	浜名区三ヶ日町大谷字重郎鍛冶	
59		大谷陣屋跡	遺跡	浜名区三ヶ日町大谷字西山	
60		伝九平	遺跡	浜名区三ヶ日町大谷字伝九平	
61		土居城跡	遺跡	浜名区三ヶ日町大谷字土井	
62		幡教寺跡	寺跡	浜名区三ヶ日町只木国有林	
63		公家塚	古墳等	浜名区三ヶ日町只木字カラ沢	
64		コザル	遺跡	浜名区三ヶ日町只木字コザル	
65		長岩砦跡	遺跡	浜名区三ヶ日町只木字岩井	
66		只木	遺跡	浜名区三ヶ日町只木字亀の上	
67		只木上皆ト	遺跡	浜名区三ヶ日町只木字上皆ト	
68		カシアゲ古墳	古墳等	浜名区三ヶ日町津々崎字カシアゲ	
69		大明神山古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町津々崎字西山	
70		青木	遺跡	浜名区三ヶ日町津々崎字青木	
71		大里古墳群	古墳等	浜名区三ヶ日町津々崎字大里	
72		白山神社古墳	古墳等	浜名区三ヶ日町津々崎字中野	
73		釣古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町釣日比沢	●
74		荒神山	遺跡	浜名区三ヶ日町釣字荒神山	
75		釣	遺跡	浜名区三ヶ日町釣字松葉崎	
76		分寸	遺跡	浜名区三ヶ日町釣字上山田	●
77		大吉	遺跡	浜名区三ヶ日町釣字大吉	
78		釣北山古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町釣字北山	●
79		北畑	遺跡	浜名区三ヶ日町釣字北畑	
80		貝本坂	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字貝本坂	
81		紺屋門	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字紺屋門	
82		野地	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字森平ほか	
83		西平南	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字西平	
84		西平北	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字西平	
85		佐久城跡	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字西平	
86		愛宕平古墳	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字東山	
87		南平	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字南平	
88		平野	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字平野	
89		北平経塚	古墳等	浜名区三ヶ日町都筑字北平	
90		北平経塚	古墳等	浜名区三ヶ日町都筑字北平	
91		北平	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字北平	
92		門前	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字門前	
93		野地城跡	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字野地	
94		藁屋堂	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字藁屋堂	
95		日比沢羽根平	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字羽根平	●
96		河穴西	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字河穴	
97		河穴	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字河穴	
98		岩ヶ下	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字岩ヶ下	

表 4-2-40(3) 埋蔵文化財包蔵地一覧

No	市町	名称	種別	所在地	実施区域内
99	浜松市	高掛南	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字高掛	●
100		日比沢高掛古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字高掛	●
101		日比沢城跡	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字城下	●
102		瀬尻古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字瀬尻	●
103		西ノ馬場	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字西ノ馬場	●
104		西五反田	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字西五反田	●
105		西向	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字西向	
106		駄荷野	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字駄荷野	
107		猪久保	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字猪久保	
108		唐沢遺跡	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字唐沢	●
109		唐沢古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字唐沢	
110		包沢古墳	古墳等	浜名区三ヶ日町日比沢字包沢	
111		日比沢北山	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字北山	
112		日比沢北山古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字北山	●
113		眞香烟	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字眞香烟	●
114		福長古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町福長	●
115		凌苔庵跡	遺跡	浜名区三ヶ日町平山	
116		赤ザリ古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町平山 433 番地付近	●
117		カミ	遺跡	浜名区三ヶ日町平山字カミ	
118		キタ田	遺跡	浜名区三ヶ日町平山字キタ田	●
119		和合	遺跡	浜名区三ヶ日町平山字和合	
120		本坂後藤(源兵衛)屋敷跡	遺跡	浜名区三ヶ日町本坂	
121		本坂一里塚	古墳等	浜名区三ヶ日町本坂一里山	
122		本坂関所跡	遺跡	浜名区三ヶ日町本坂字関屋	
123		本坂後藤屋敷跡	遺跡	浜名区三ヶ日町本坂字向イ(大月寺内)	
124		本坂平	遺跡	浜名区三ヶ日町本坂字小山	
125		本坂後藤(角兵衛)屋敷跡	遺跡	浜名区三ヶ日町本坂字藤原	
126		真尼古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶 421 付近	
127		乾山屋敷跡	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶字乾山	
128		乾山古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶字乾山	
129		鯉山砦跡	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶字鯉山	
130		千頭峯城跡	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶字城山池	
131		真尼	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶字真尼	
132		川原畑	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶字川原畑	
133		大門	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶字大門	
134		陽田	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶字陽田	●
135		鶴代	遺跡	浜名区三ヶ日町鶴代字力ケ田	
136		羽根平	遺跡	浜名区三ヶ日町鶴代字羽根平	
137		郷外	遺跡	浜名区三ヶ日町鶴代字郷外	
138		古屋名	遺跡	浜名区三ヶ日町鶴代字古屋名	
139		広畑	遺跡	浜名区三ヶ日町鶴代字広畑	
140		上ノ山	遺跡	浜名区三ヶ日町鶴代字上ノ山	
141		西畑	遺跡	浜名区三ヶ日町鶴代字西畑	
142		野境	遺跡	浜名区三ヶ日町鶴代字野境	
143		弘法穴	古墳等	中央区舘山寺町 2231 内	
144		東榎木平	遺跡	中央区呉松町	
145		西榎木平	遺跡	中央区呉松町	
146		海老海道	遺跡	中央区呉松町	

表 4-2-40(4) 埋蔵文化財包蔵地一覧

No	市町	名称	種別	所在地	実施区域 内
147	湖西市	本城山城跡	城跡	横山大久保	
148		大森古窯跡群	窯跡	岡崎	
148-1		大森第 1 地点古窯跡	窯跡	岡崎大森	
148-2		大森第 2 地点古窯跡	窯跡	岡崎大森	
148-3		大森第 3 地点古窯跡	窯跡	岡崎大森	
148-4		大森第 4 地点古窯跡	窯跡	岡崎新古	
148-5		大森第 5 地点古窯跡	窯跡	岡崎大森	
149		笠子原古窯跡群	窯跡	岡崎伊賀、吉美横枕他	
149-1		笠子原第 1 地点古窯跡	窯跡	岡崎伊賀谷	
149-2		笠子原第 2 地点古窯跡	窯跡	岡崎伊賀谷	
149-3		笠子原第 3 地点古窯跡	窯跡	吉美横枕	
149-4		笠子原第 4 地点古窯跡	窯跡	吉美横枕	
149-5		笠子原第 5 地点古窯跡	窯跡	吉美筒川	
149-6		笠子原第 6 地点古窯跡	窯跡	吉美筒川	
149-7		笠子原第 7 地点古窯跡	窯跡	吉美筒川	
149-8		笠子原第 8 地点古窯跡	窯跡	吉美筒川	
149-9		笠子原第 9 地点古窯跡	窯跡	吉美筒川	
149-10		笠子原第 10 地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
149-11		笠子原第 11 地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
149-12		笠子原第 12 地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
149-13		笠子原第 13 地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
149-14		笠子原第 14 地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
149-15		笠子原第 15 地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
149-16		笠子原第 16 地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
150		藤ヶ池遺跡	墳墓	岡崎伊賀谷	
151		伊賀谷 遺跡	墳墓	岡崎伊賀谷	
152		伊賀谷 遺跡	散布	岡崎伊賀谷	
153		不二山北遺跡	散布	岡崎伊賀谷	
154		後田面遺跡	散布	岡崎後田面	
155		岡崎遺跡	散布	岡崎後田面	
156		岡崎古窯跡群	窯跡	岡崎新古	
156-1		岡崎第 1 地点古窯跡	窯跡	岡崎新古	
156-2		岡崎第 2 地点古窯跡	窯跡	岡崎新古	
156-3		岡崎第 3 地点古窯跡	窯跡	岡崎新古	
157		岡崎東古墳群	墳墓	岡崎前田面	
157-1		岡崎東 1 号墳	墳墓	岡崎前田面	
157-2		岡崎東 2 号墳	墳墓	岡崎前田面	
158		岡崎東遺跡	墳墓	岡崎前田面	
159		観音山遺跡	墳墓	岡崎大森	
160		横枕 遺跡	散布	吉美横枕	
161		横枕 遺跡	散布	吉美横枕	
162		不二山古墳群	古墳	吉美横枕	
162-1		不二山古墳 1 号墳	古墳	吉美横枕	
162-2		不二山古墳 2 号墳	古墳	吉美横枕	
163		吉美中村遺跡	散布	吉美向田	
164		坊瀬古窯群	窯跡	吉美市場、山口一ノ宮	
165		四国原遺跡	散布	吉美上ノ原	
166		御経塚古墳群	古墳	吉美上ノ原	
166-1		御経塚古墳 1 号墳	古墳	吉美上ノ原	
166-2		御経塚古墳 2 号墳	古墳	吉美上ノ原	
167		上ノ原遺跡	散布	吉美上ノ原	
168		川尻古墳	古墳	吉美川尻	

表 4-2-40(5) 埋蔵文化財包蔵地一覧

No	市町	名称	種別	所在地	実施区域内
169	湖西市	境目城館	城跡	吉美川尻	
170		五反田遺跡	散布	吉美中瀬木	
171		筒川 遺跡	散布	吉美筒川	
172		筒川 遺跡	散布	吉美筒川	
173		雉子田遺跡	散布	吉美雉子田	
174		神明神社古墳	古墳	新所岡	
175		西村遺跡	散布	新所岡	
176		神明社西貝塚遺跡	散布	新所岡	
177		大森遺跡	散布	新所大モリ	
178		岡城跡	城跡	新所中岡	
179		梅田 A 古墳群	古墳	神座黒伏	
179-1		梅田 A 古墳 1 号墳	古墳	神座黒伏	
179-2		梅田 A 古墳 2 号墳	古墳	神座黒伏	
179-3		梅田 A 古墳 3 号墳	古墳	神座黒伏	
179-4		梅田 A 古墳 4 号墳	古墳	神座黒伏	
179-5		梅田 A 古墳 5 号墳	古墳	神座黒伏	
180		神座 B 古墳群	古墳	神座深山、脇田	●
180-1		神座 B 古墳 1 号墳	古墳	神座深山、脇田	○
180-2		神座 B 古墳 2 号墳	古墳	神座深山、脇田	○
180-3		神座 B 古墳 3 号墳	古墳	神座深山、脇田	○
180-4		神座 B 古墳 4 号墳	古墳	神座深山、脇田	○
180-5		神座 B 古墳 5 号墳	古墳	神座深山、脇田	○
180-6		神座 B 古墳 6 号墳	古墳	神座深山、脇田	○
180-7		神座 B 古墳 7 号墳	古墳	神座深山、脇田	○
180-8		神座 B 古墳 8 号墳	古墳	神座深山、脇田	○
181		神座遺跡	散布	神座神座後	●
182		梅田 C 古墳群	古墳	神座南	
182-1		梅田 C 古墳 1 号墳	古墳	神座南	
182-2		梅田 C 古墳 2 号墳	古墳	神座南	
182-3		梅田 C 古墳 3 号墳	古墳	神座南	
182-4		梅田 C 古墳 4 号墳	古墳	神座南	
183		岩巣古墳群	古墳	神座脇田	●
183-1		岩素古墳 1 号墳	古墳	神座脇田	○
183-2		岩素古墳 2 号墳	古墳	神座脇田	○
184		太田古墳群	古墳	太田	
185		青平南古窯跡群	窯跡	太田	●
185-1		青平南第 1 地点古窯跡	窯跡	太田神戸	
185-2		青平南第 2 地点古窯跡	窯跡	太田八千塚	○
185-3		青平南第 3 地点古窯跡	窯跡	太田信代谷	○
186		南山古墳群	古墳	太田イボ沢	
187		ボトウ古窯跡	窯跡	太田ボトウ	
188		丸山古墳	古墳	太田丸山	
189		湖西中学校遺跡	散布	太田元町敷他	
190		若磯神社遺跡	散布	太田若磯	
191		早稲川古窯跡群	窯跡	太田早稲川	●
191-1		北早稲川古窯跡	窯跡	太田早稲川	○
191-2		早稲川古窯跡	窯跡	太田早稲川	○
192		神座 A 古墳群	古墳	太田中尾平	●
193		斧峠古窯跡	窯跡	太田斧峠	●
194		神座 C 古墳群	古墳	大字神座小字向山番地	●
194-1		神座 C 古墳 1 号墳	古墳	神座向山	○
194-2		神座 C 古墳 2 号墳	古墳	神座向山	○
194-3		神座 C 古墳 3 号墳	古墳	神座向山	○

表 4-2-40(6) 埋蔵文化財包蔵地一覧

No	市町	名称	種別	所在地	実施区 域内
194-4	湖 西 市	神座 C 古墳 4 号墳	古墳	神座向山	○
194-5		神座 C 古墳 5 号墳	古墳	神座向山	○
194-6		神座 C 古墳 6 号墳	古墳	神座向山	○
194-7		神座 C 古墳 7 号墳	古墳	神座向山	○
194-8		神座 C 古墳 8 号墳	古墳	神座向山	○
194-9		神座 C 古墳 9 号墳	古墳	神座向山	○
194-10		神座 C 古墳 10 号墳	古墳	神座向山	○
194-11		神座 C 古墳 11 号墳	古墳	神座向山	○
194-12		神座 C 古墳 12 号墳	古墳	神座向山	○
194-13		神座 C 古墳 13 号墳	古墳	神座向山	○
194-14		神座 C 古墳 14 号墳	古墳	神座向山	○
194-15		神座 C 古墳 15 号墳	古墳	神座向山	○
194-16		神座 C 古墳 16 号墳	古墳	神座向山	○
194-17		神座 C 古墳 17 号墳	古墳	神座向山	○
195		大知波峠廃寺跡	寺跡	大知波	
196		イノコ遺跡	散布	大知波イノコ	●
197		今川遺跡	散布	大知波居下前	●
198		火矢田中世墳墓群	墳墓	大知波上小路	●
199		今川古墳群	古墳	大知波大原	
200		今川古墳群	古墳	大知波大原	
201		知波田小学校遺跡	散布	大知波中村	●
202		青平北古窯群	窯跡	大知波南田	●
203		角の城跡	城跡	大知波南田	●
204		梅田 B 群古墳群	古墳	入会地メウタイ	●
205		梅田 D 古墳群	古墳	入会地メウタイ	●
205-1		梅田 D 古墳 1 号墳	古墳	入会地メウタイ	○
205-2		梅田 D 古墳 2 号墳	古墳	入会地メウタイ	○
205-3		梅田 E 古墳 3 号墳	古墳	入会地メウタイ	○
205-4		梅田 E 古墳 4 号墳	古墳	入会地メウタイ	○
205-5		梅田 E 古墳 5 号墳	古墳	入会地メウタイ	○
205-6		梅田 E 古墳 6 号墳	古墳	入会地メウタイ	○
205-7		梅田 E 古墳 7 号墳	古墳	入会地メウタイ	○
206		梅田 F 古墳群	古墳	入会地メウタイ・境田	●
206-1		梅田 F 古墳 1 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-2		梅田 F 古墳 2 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-3		梅田 F 古墳 3 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-4		梅田 F 古墳 4 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-5		梅田 F 古墳 5 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-6		梅田 F 古墳 6 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-7		梅田 F 古墳 7 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-8		梅田 F 古墳 8 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-9		梅田 F 古墳 9 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-10		梅田 F 古墳 10 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-11		梅田 F 古墳 11 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-12		梅田 F 古墳 12 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-13		梅田 F 古墳 13 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-14		梅田 F 古墳 14 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-15		天神山 1 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-16		天神山 2 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-17		天神山 3 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
207		西笠子古墳	古墳	入会地上ノ原	
208		上ノ原古窯跡群	窯跡	入会地上ノ原	
208-1		上ノ原第 1 地点古窯跡	窯跡	入会地上ノ原	

表 4-2-40(7) 埋蔵文化財包蔵地一覧

No	市町	名称	種別	所在地	実施区域 内
208-2	湖 西 市	上ノ原第2地点古窯跡	窯跡	入会上ノ原	
208-3		上ノ原第3地点古窯跡	窯跡	入会上ノ原	
208-4		上ノ原第4地点古窯跡	窯跡	入会上ノ原	
209		新古古窯跡群	窯跡	入会地新古	
209-1		新古第1地点古窯跡	窯跡	入会地新古	
209-2		新古第2地点古窯跡	窯跡	入会地新古	
209-3		新古第3地点古窯跡	窯跡	入会地新古	
209-4		新古第4地点古窯跡	窯跡	入会地新古	
209-5		新古第5地点古窯跡	窯跡	入会地新古	
209-6		新古第6地点古窯跡	窯跡	岡崎大森	
209-7		新古第7地点古窯跡	窯跡	岡崎大森	
209-8		新古第8地点古窯跡	窯跡	岡崎大森	
209-9		新古第9地点古窯跡	窯跡	岡崎大森	
210		新古遺跡	散布	入会地新古	
211		小俣古窯跡群	窯跡	入会地藤ヶ池	
211-1		小俣第1地点古窯跡	窯跡	入会地藤ヶ池	
211-2		小俣第2地点古窯跡	窯跡	入会地藤ヶ池	
211-3		小俣第3地点古窯跡	窯跡	入会地藤ヶ池	
211-4		小俣第4地点古窯跡	窯跡	入会地藤ヶ池	
211-5		小俣第5地点古窯跡	窯跡	入会地藤ヶ池	
212		上ノ原北遺跡	散布	入会地藤ヶ池	
213		岡崎小学校東遺跡	散布	入会地藤ヶ池	
214		宇津山城跡	城跡	入出宇津山他	
215		高山古墳群	古墳	入出高山	
216		取手山城跡	城跡	入出取手	
217		西ノ谷遺跡	墓地	入出西ノ谷	
218		嵩山古墳群	古墳	入地嵩山深山	●
218-1		嵩山古墳1号墳	古墳	入地嵩山深山	○
218-2		嵩山古墳2号墳	古墳	入地嵩山深山	○
219		梅田G古墳群	古墳	梅田ノナカ	
219-1		梅田G古墳1号墳	古墳	梅田ノナカ	
219-2		梅田G古墳2号墳	古墳	梅田ノナカ	
220		西笠子古窯跡群	窯跡	白須賀宿南	
220-1		西笠子第20地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-2		西笠子第21地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-3		西笠子第22地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-4		西笠子第23地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-5		西笠子第24地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-6		西笠子第25地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-7		西笠子第26地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-8		西笠子第27地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-9		西笠子第28地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-10		西笠子第29地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-11		西笠子第30地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
221		利木古墳	古墳	利木藤江	

注1)表中の「散布」は「散布地・集落」の略称である。

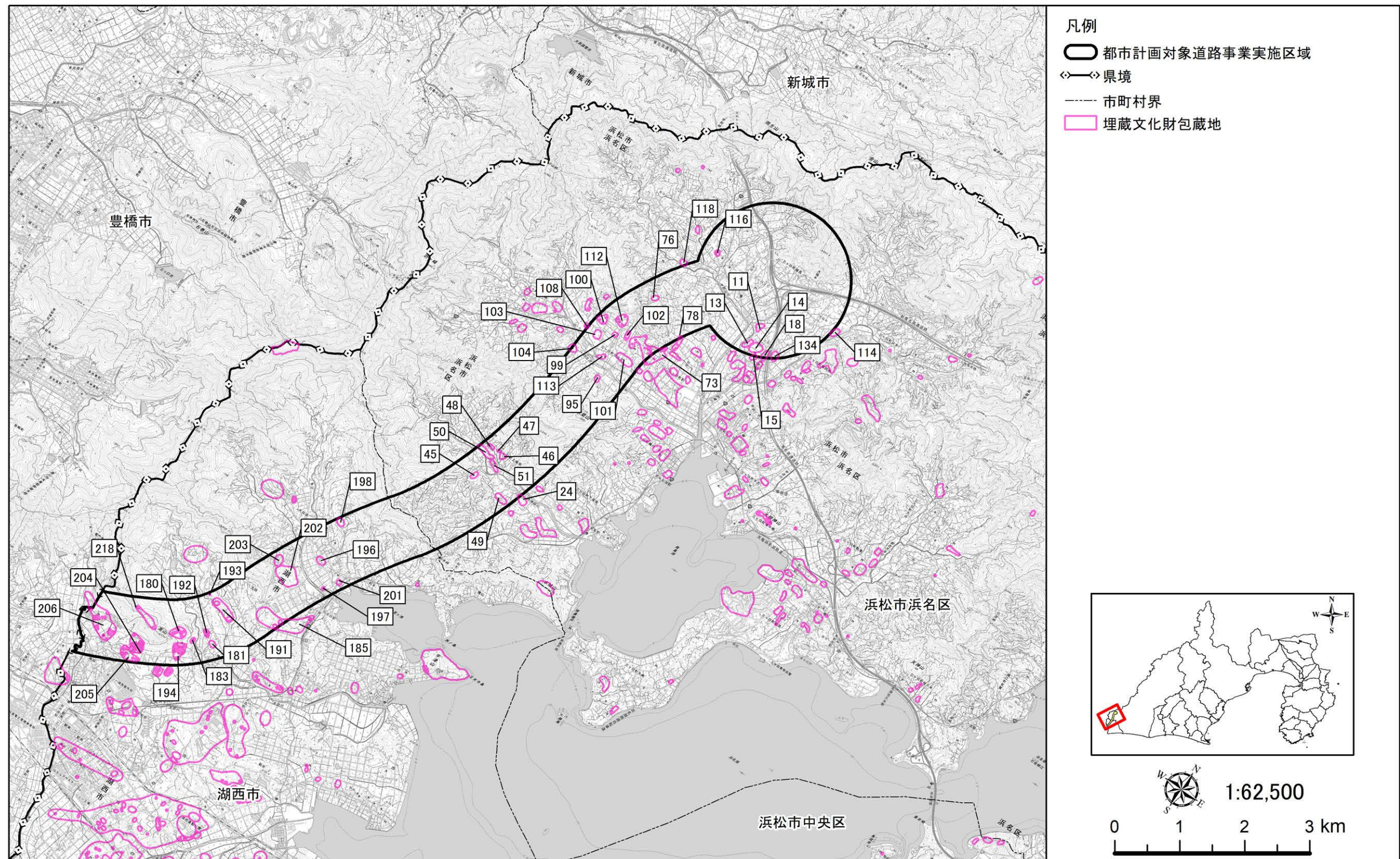
注2)●:埋蔵文化財包蔵地(主番号)が事業実施区域内に含まれることを示す。

○:埋蔵文化財包蔵地のうちの一部(枝番号)が事業実施区域内に含まれることを示す。

出典:「浜松市文化財分布図」(浜松市)

「湖西市文化財地図」(湖西市教育委員会)

「静岡県地理情報システム 文化財課埋蔵文化財」(静岡県ホームページ)



出典：「浜松市文化財分布図」（浜松市）
「湖西市文化財地図」（湖西市教育委員会）
「静岡県地理情報システム 文化財課埋蔵文化財」（静岡県ホームページ）
「静岡県地理情報システム 文化財課埋蔵文化財」（静岡県ホームページ）

No.	名称	No.	名称	No.	名称	No.	名称	No.	名称	No.	名称	No.	名称
11	西原	46	上尾奈古墳群	76	分寸	103	西ノ馬場	118	キタ田	192	神座 A 古墳群	202	青平北古窯群
13	岡本居館跡	47	海ツ田	78	釣北山古墳群	104	西五反田	134	陽田	193	斧峠古窯跡	203	角の城跡
14	大門戸	48	海ツ田西古墳	95	日比沢羽根平	108	唐沢遺跡	180	神座 B 古墳群	194	神座 C 古墳群	204	梅田 B 群古墳群
15	大門戸南	49	三ヶ日町前山古墳群	99	高掛南	112	日比沢北山古墳群	181	神座遺跡	196	イノコ遺跡	205	梅田 D 古墳群
18	北原	50	中嶋	100	日比沢高掛古墳群	113	眞香畑	183	岩巢古墳群	197	今川遺跡	206	梅田 F 古墳群
24	小平下	51	中嶋古墳群	101	日比沢城跡	114	福長古墳群	185	青平南古窯跡群	198	火矢田中世墳墓群	218	嵩山古墳群
45	懷山遺跡	73	釣古墳群	102	瀬尻古墳群	116	赤ザリ古墳群	191	早稲川古窯跡群	201	知波田小学校遺跡		

图 4-2-21 埋藏文化財分布图

(28) 自然公園法の規定により指定された国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の区域

調査区域において、「自然公園法」(昭和32年6月1日法律第161号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第5条第1項の規定により指定された国立公園はありませんが、同法第72条の規定により指定された県立自然公園として浜名湖県立自然公園があります。指定状況は表4-2-41に、位置は図4-2-22に示すとおりです。

表 4-2-41 自然公園等の概況

No.	区分	名称	所在地	面積 (ha)	指定年月日
1	県立自然公園	浜名湖県立自然公園	静岡県 浜松市、湖西市	16,708	昭和25年5月11日

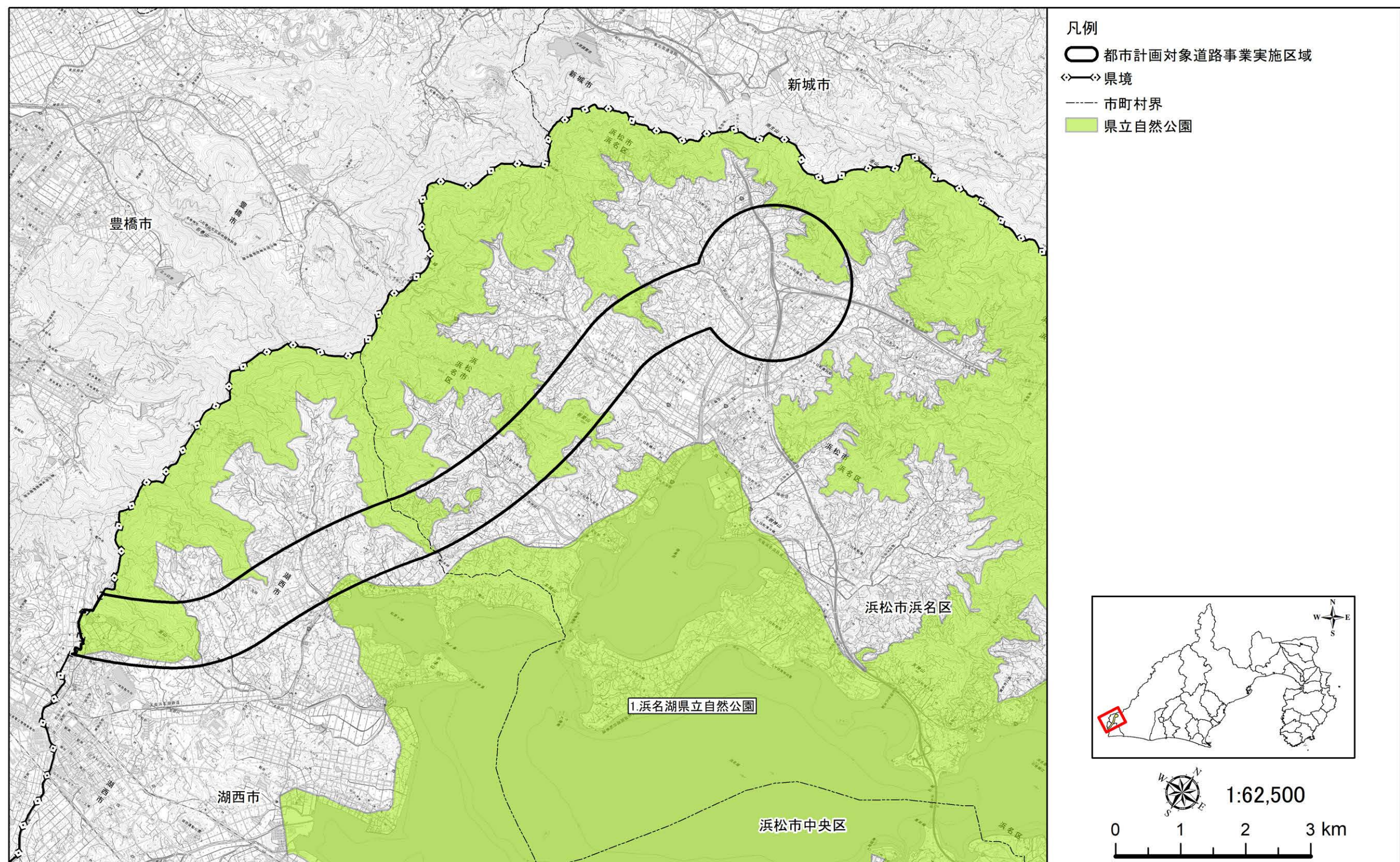
出典：「自然公園の概要」(静岡県ホームページ)

(29) 自然環境保全法の規定により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県立自然環境保全地域

調査区域において、「自然環境保全法」(昭和47年6月22日法律第85号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域及び第45条第1項の規定により指定された県立自然環境保全地域はありません。

(30) 都市緑地法の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域

調査区域において、「都市緑地法」(昭和48年9月1日法律第72号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第5条第1項の規定により指定された緑地保全地域、第12条第1項の規定に基づく特別緑地保全地区の区域はありません。



出典：「自然公園の概要」（静岡県ホームページ）

図 4-2-22 自然公園等位置図

(31) 都市緑地法の規定により定められた緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画
(緑の基本計画)

浜松市では、「都市緑地法」(昭和48年9月1日法律第72号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第4条第1項に基づき緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画(緑の基本計画)が策定されています。

「浜松市緑の基本計画 2021-2030 “みどりによって持続的に発展するまち・浜松 みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ”」(令和3年3月、浜松市)においては、「みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ」を目標とし、「浜松の環境ブランド力をみどりで高める!」「地域とのつながりや豊かな心のみどりで育む!」「安全・安心な暮らしをみどりで支える!」「経済の持続可能な発展をみどりが牽引する!」の4つの基本方針を掲げています。

(32) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により設定された鳥獣保護区の区域

調査区域において、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月12日法律第88号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第28条第1項の規定に基づく鳥獣保護区は、表4-2-42及び図4-2-23に示すとおり、8箇所の鳥獣保護区が存在します。

なお、浜松市及び湖西市の一部の範囲が、特定猟具(銃)使用禁止区域に指定されています。

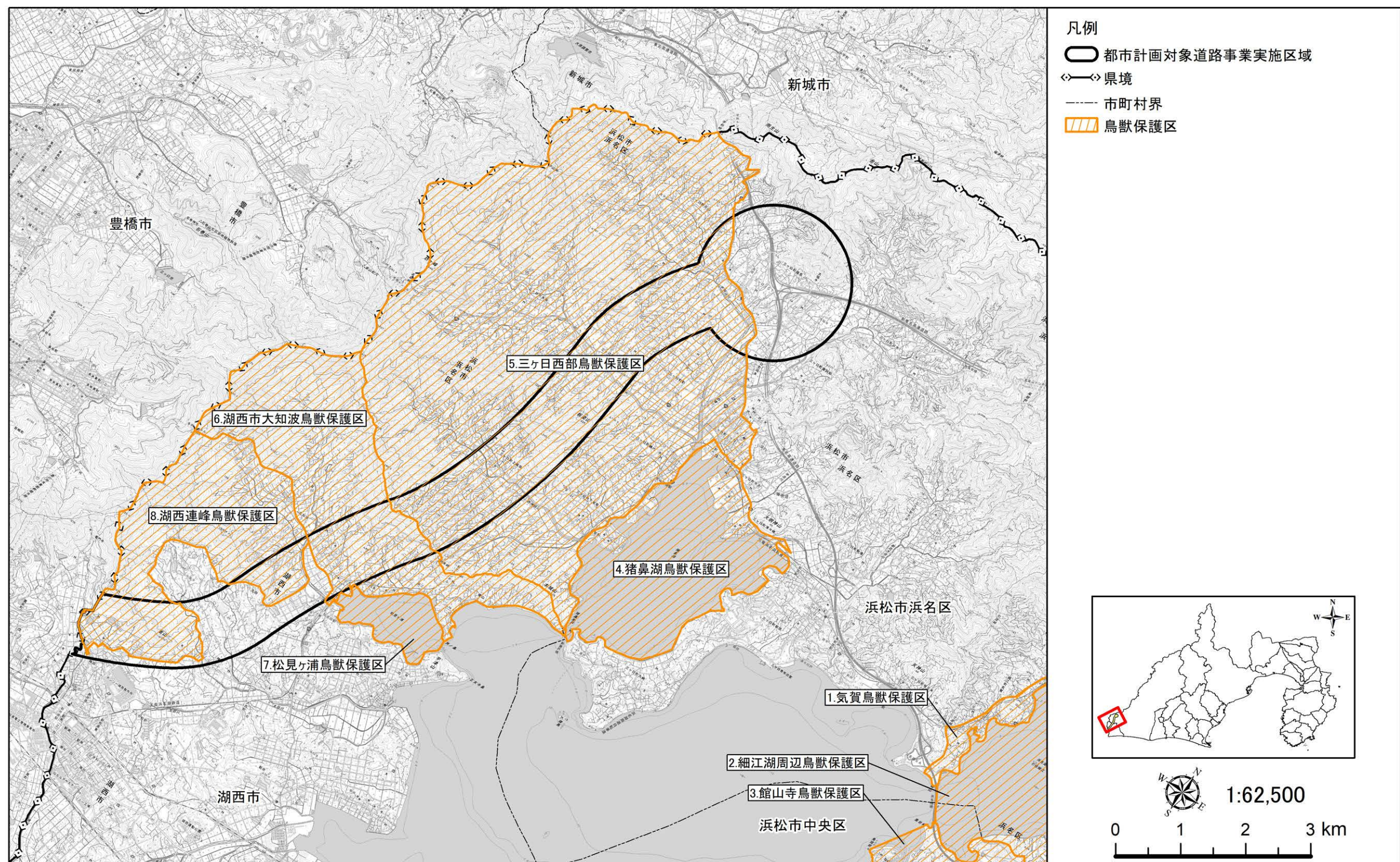
事業実施区域においては、三ヶ日西部鳥獣保護区、湖西市大知波鳥獣保護区、松見ヶ浦鳥獣保護区及び湖西連峰鳥獣保護区の4箇所の鳥獣保護区が存在します。

表 4-2-42 鳥獣保護区の概況

No.	市	名称	面積 (ha)	存続期間
1	浜松市	気賀鳥獣保護区	317	平成27年11月1日～令和7年10月31日
2		細江湖周辺鳥獣保護区	574	令和2年11月1日～令和12年10月31日
3		舘山寺鳥獣保護区	483	平成28年11月1日～令和8年10月31日
4		猪鼻湖	638	平成29年11月1日～令和9年10月31日
5		三ヶ日西部鳥獣保護区	3,174	令和4年11月1日～令和14年10月31日
6	湖西市	湖西市大知波鳥獣保護区	1,000	平成28年11月1日～令和8年10月31日
7		松見ヶ浦鳥獣保護区	172	平成25年11月1日～令和10年10月31日
8		湖西連峰鳥獣保護区	631	平成30年11月1日～令和10年10月31日

注1) 地点番号は図4-2-23に対応する。

出典：「令和5年度静岡県鳥獣保護区等位置図」(令和5年10月、静岡県)



出典：「令和5年度静岡県鳥獣保護区等位置図」（令和5年10月、静岡県）

図 4-2-23 鳥獣保護区位置図

(33) 都市計画法の規定により指定された風致地区の区域

調査区域において、「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号、最終改正：令和4年11月18日法律第87号)第8条第1項第7号の規定に基づく風致地区はありません。

(34) 景観法により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画(景観計画)

浜松市、湖西市が「景観法」(平成16年6月18日法律第110号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第8条第1項に基づく景観行政団体となっており、浜松市及び湖西市では良好な景観の形成に関する計画(景観計画)を策定しています。

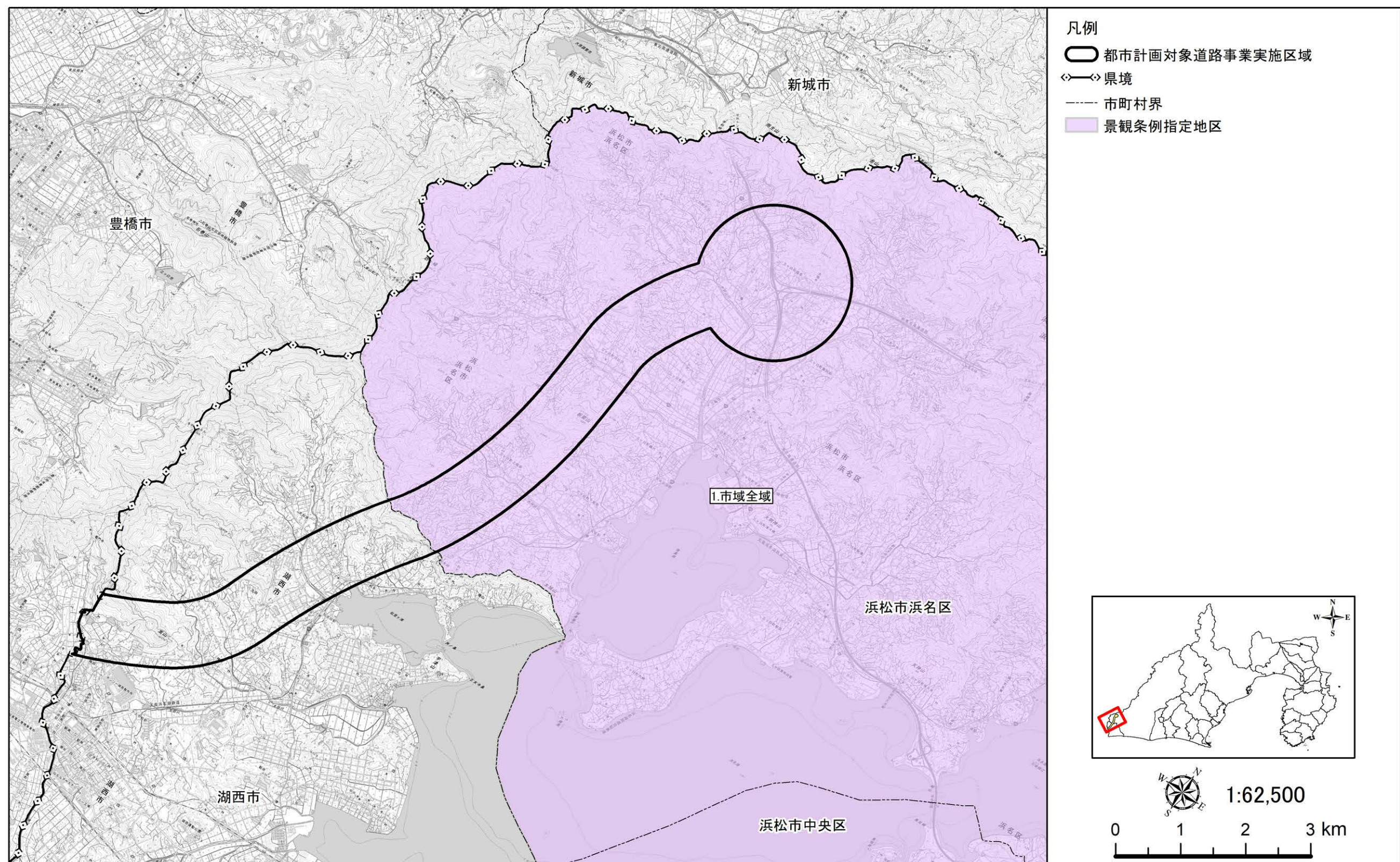
「浜松市景観計画」(平成20年11月、変更：平成26年12月、浜松市)では、「水と緑とまち並みを はままつの心で織りなす 景観づくり」を景観形成の目標とし、「はままつの顔となる魅力的な市街地景観を形成する」等5つの基本方針を定めています。良好な景観づくりを推進するため、景観法に基づき定める景観計画の区域(以下、「景観計画区域」という)として、表4-2-43及び図4-2-24に示すとおり、浜松市域全域が指定されています。

表 4-2-43 景観計画区域及びまちづくり景観形成地区の概況

No.	区分	名称	所在地	指定年月日
1	景観計画区域	市域全域	静岡県浜松市	平成20年11月

注1) 地点番号は図4-2-24に対応する。

出典：「浜松市景観計画」(平成20年11月、変更：平成26年12月、浜松市)



出典：「浜松市景観計画」（平成20年11月、変更：平成26年12月、浜松市）

図 4-2-24 景観計画区域及び景観形成地区の位置

(35) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第 1 項の規定により
市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）

調査区域内において、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成 20 年 5 月 23 日法律第 40 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日法律第 22 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）として、「浜松市歴史的風致維持向上計画」（令和 4 年 3 月、浜松市）が定められています。

同計画によると調査地区では、みかん畑と石垣、時計台、柑橘頌徳碑等が存在する三ヶ日地区が「三ヶ日みかんの栽培にみる歴史的風致」として位置付けられており、歴史的建造物の保存・活用や歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に取り組むこととされています。

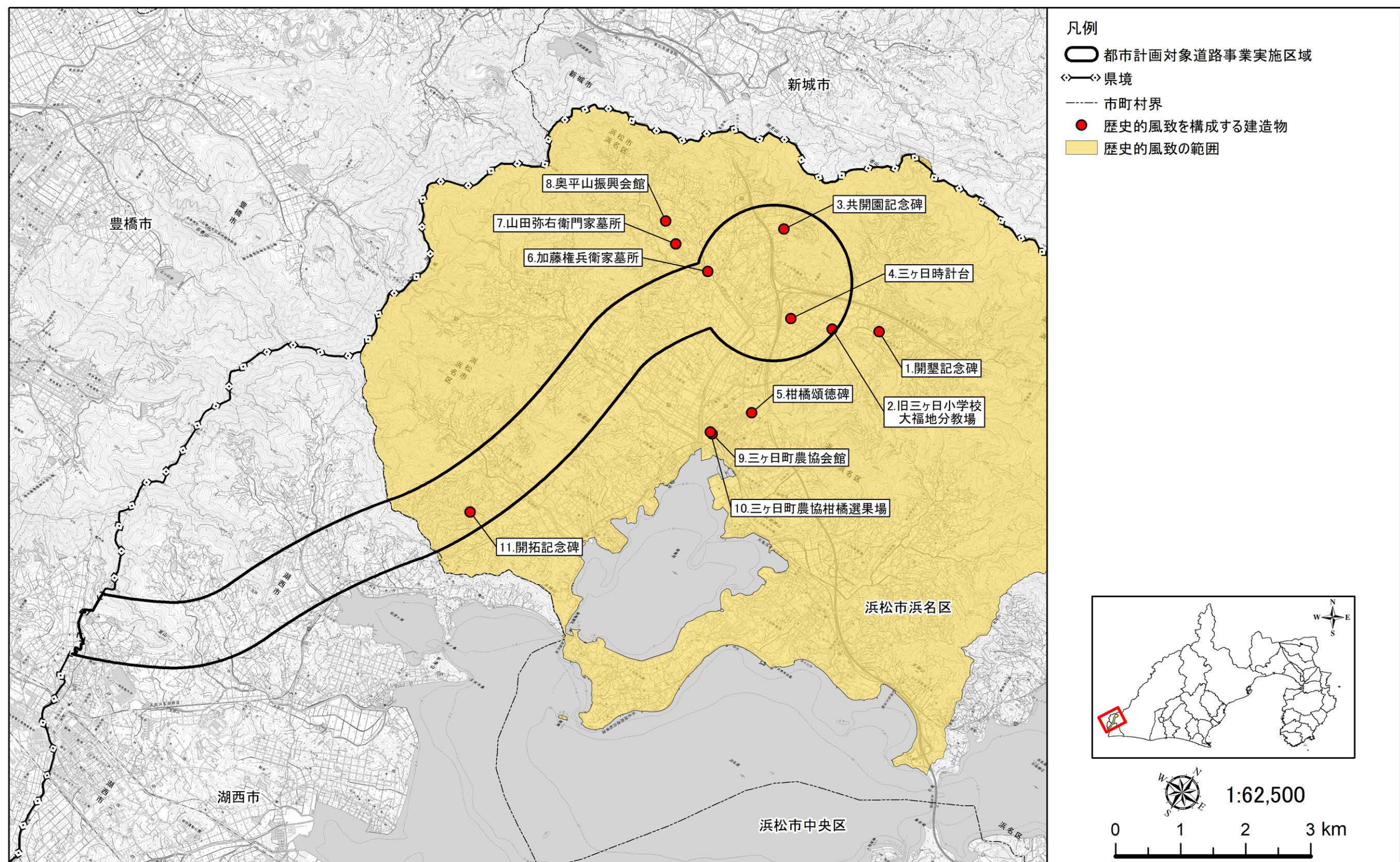
「三ヶ日みかんの栽培にみる歴史的風致」の歴史的風致を構成する建造物を表 4-2-44 に、歴史的風致を構成する建造物の位置及び歴史的風致の範囲を図 4-2-25 に示します。

表 4-2-44 歴史的風致を構成する建造物
（三ヶ日みかんの栽培にみる歴史的風致）

No.	名称
1	開墾記念碑
2	旧三ヶ日小学校大福地分教場
3	共開園記念碑
4	三ヶ日時計台
5	柑橘頌徳碑
6	加藤権兵衛家墓所
7	山田弥右衛門家墓所
8	奥平山振興会館
9	三ヶ日町農協会館
10	三ヶ日町農協柑橘選果場
11	開拓記念碑

注1) 地点番号は図4-2-25に対応する。

出典：「浜松市歴史的風致維持向上計画」（令和4年3月、浜松市）



出典：「浜松市歴史的風致維持向上計画」（令和4年3月、浜松市）

図 4-2-25 歴史的風致を構成する建造物の位置及び歴史的風致の範囲(三ヶ日みかんの栽培にみる歴史的風致)

(36) その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況

1) 「保護林の再編・拡充について」により指定された保護林の区域

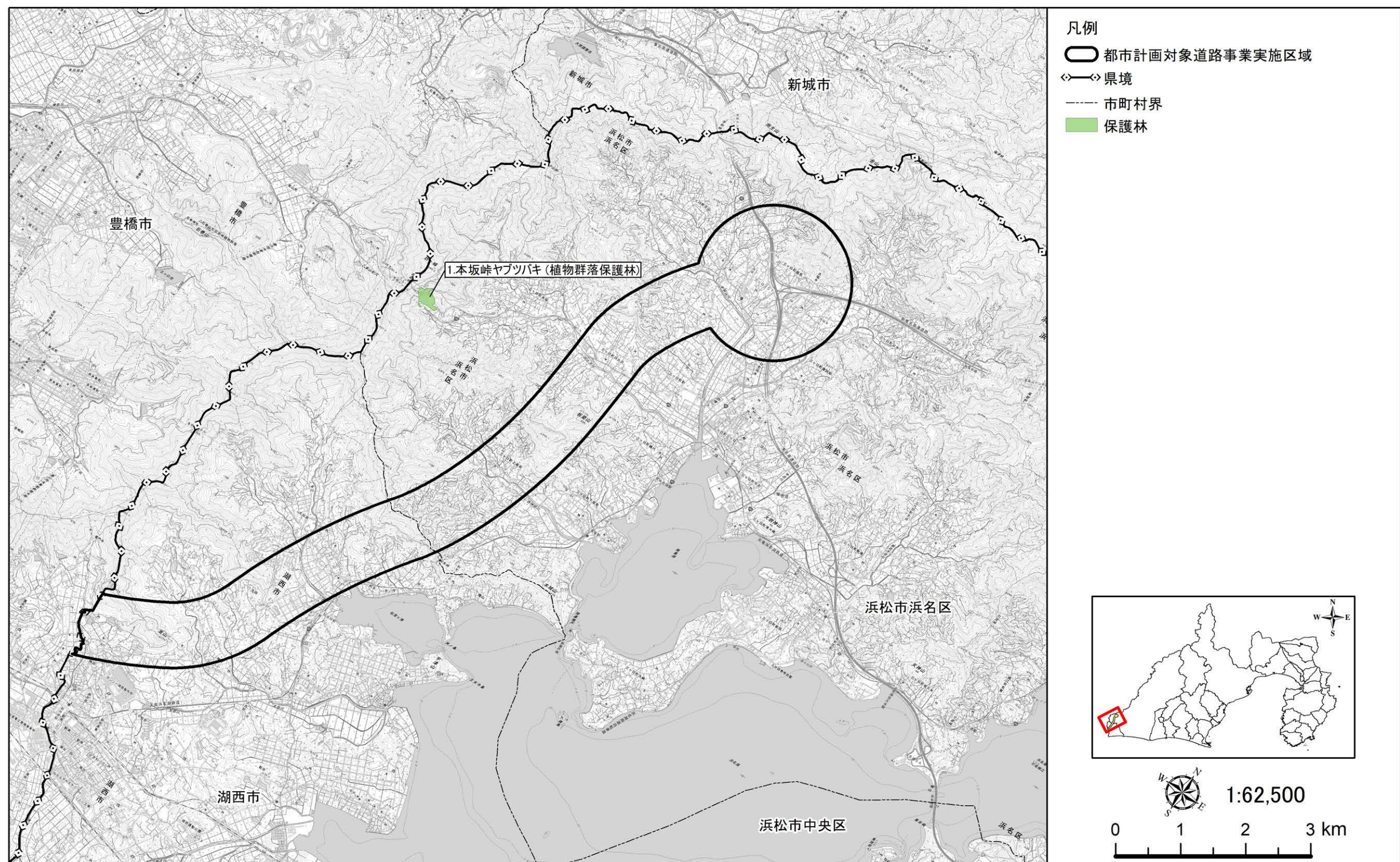
調査区域には、「国有林野管理経営規程」(平成 11 年 1 月 21 日、農林水産省訓令第 2 号、最終改正：平成 25 年 3 月 29 日、農林水産省訓令第 7 号)に基づき定められる保護林として、本坂峠のヤブツバキ植物群落保護林があります。指定状況は表 4-2-45 に、位置は図 4-2-26 に示すとおりです。

表 4-2-45 保護林の概況

No	区分	名称	所在地	面積 (ha)	指定年月日
1	希少個体 群保護林	本坂峠のヤブツバキ 植物群落保護林	静岡県浜松市 浜名区三ヶ日町	5.76	平成 5 年 4 月 1 日

注1) 地点番号は図4-2-26に対応する。

出典：「希少個体群保護林」(関東森林管理局ホームページ)



出典：「関東森林管理局の保護林」(関東森林管理局ホームページ)

図 4-2-26 保護林位置図

2) 地方公共団体の景観の保全に係る条例等（景観条例等）

静岡県では景観の保全に係る条例等は制定していません。しかし、県土の景観は地域ごと、市町ごとに多彩・多様であり、全県一律の基準、方策は馴染まないという考えに基づき、基礎的な自治体である市町が、景観施策の中心的な役割を担うものと位置付け、市町景観計画の策定や地域住民の意向を念頭に置いた取組に対し、これを支援してきました。さらに県土の景観を磨き上げ、これを未来に継承していくためには、さらに実効性の高い取組と、県・市町・県民・事業者の一層の連携が求められるため、「ふじのくに景観形成計画」（平成 29 年 3 月策定、静岡県）を策定し、景観形成の方針、県が取り組むべき方策及び行動を示しています。なお、この計画で示された 7 つの広域景観のうち、「浜名湖」の広域景観の景観形成の方針、具体的な取組について、実施主体や実施時期を明確にし、良好な景観形成を進めていくため、「浜名湖景観形成行動計画」（令和 2 年 3 月、浜名湖広域景観推進会議）が策定されています。

また、浜松市では本市の特性にふさわしい良好な景観を守り、はぐくみ、つくり、及び次代に継承するための基本的な事項並びに「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等について必要な事項を定めることにより、市民、事業者及び市が協働して良好な景観の実現を図り、もって、魅力的な地域づくりに寄与することを目的として「浜松市景観条例」（平成 20 年 12 月 11 日条例第 89 号、最終改正：令和元年 6 月 21 日浜松市条例第 8 号）を制定しています。この条例に基づき、「浜松市景観形成基本計画」（平成 20 年 11 月、浜松市）を策定し、浜松市の景観形成に関する取組みの体系や基本的な方向性を示しています。

湖西市では、新居関所周辺地区について、「湖西市新居関所周辺地区景観条例」（平成 22 年 2 月 25 日条例第 115 号、最終改正：平成 28 年 6 月 20 日条例第 28 号）を制定し、「景観法」の施行その他良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、関所のまちにふさわしい町並みの創造と活力あるまちづくりを進めるため、都市と豊かな自然と人々の生活が調和した心地よさが感じ続けられるまちの形成を図り、もって豊かで活力のある生活を実現することとしています。

3) 「工業用水法」に基づく指定地域

「工業用水法」（昭和 31 年 6 月 11 日法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項に基づく指定地域には該当しませんが、浜松市は「静岡県地下水の採取に関する条例」（昭和 52 年 8 月 1 日条例第 25 号、最終改正：平成 30 年 3 月 28 日条例第 17 号）第 3 条第 1 項に基づく適正化地域に一部該当し、揚水機の吐出口断面積が 14 cm^2 （直径約 4.22cm）を超える揚水設備を設置する場合、知事に届け出ることとなっています。また、浜松市では「浜松市旧細江地域自治区及び旧三ヶ日地域自治区地下水の採取の適正化に関する条例」（平成 17 年 6 月 1 日浜松市条例第 141 号、最終改正：平成 24 年 3 月 23 日浜松市条例第 6 号）を定めており、調査区域の一部は同条例第 3 条第 1 項に基づく適正化地域に該当します。適正化地域内で揚水機の吐出口の断面積が 5 cm^2 （直径 25.2mm）を超える揚水設備を設置する場合、市長に届け出ることとなっています。

湖西市では、「静岡県地下水の採取に関する条例」第5条第3項の規定により設けられた浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会の規約により自主的な規制を実施しており、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が14 cm²を超える揚水設備を設置する場合は、市に届け出ることとなっています。

4) 「地盤沈下防止等対策の推進について」に基づき策定された地盤沈下防止等対策要綱の対象地域

調査区域の位置する静岡県浜松市、湖西市は、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱の推進について」（昭和60年8月15日環水企第291号）に基づく対象地域に含まれません。

5) 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に指定された重要湿地の区域

環境省はラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的として「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（重要湿地）を選定しています。

調査区域における重要湿地は、表4-2-46及び図4-2-27に示すとおりです。

事業実施区域においては、浜名湖周辺湧水湿地群の梅田北湿地が存在します。

表 4-2-46 重要湿地の分布状況

No	市町	湿地名		生物分類群	選定理由	選定基準
1	浜松市・湖西市	浜名湖周辺湧水湿地群	雨生山南東麓	湿原植生	ミカワバイケイソウ等東海丘陵要素植物の東限に位置するほか、湿生植物の生育地として重要。	2
2			宇利峠西			
3			梅田北湿地			
4	浜松市・湖西市	浜名湖		海草・海藻	本州太平洋岸中部の潟湖アマモ場の典型。広大な汽水域に成立したアマモ場。	1
				底生動物	砂泥底とアマモ場からなる環境に多様なベントスが生息する。イボキサゴが優占し、ナメクジウオやミドリシャミセンガイ、ミサキギボシムシ等が生息する。	2

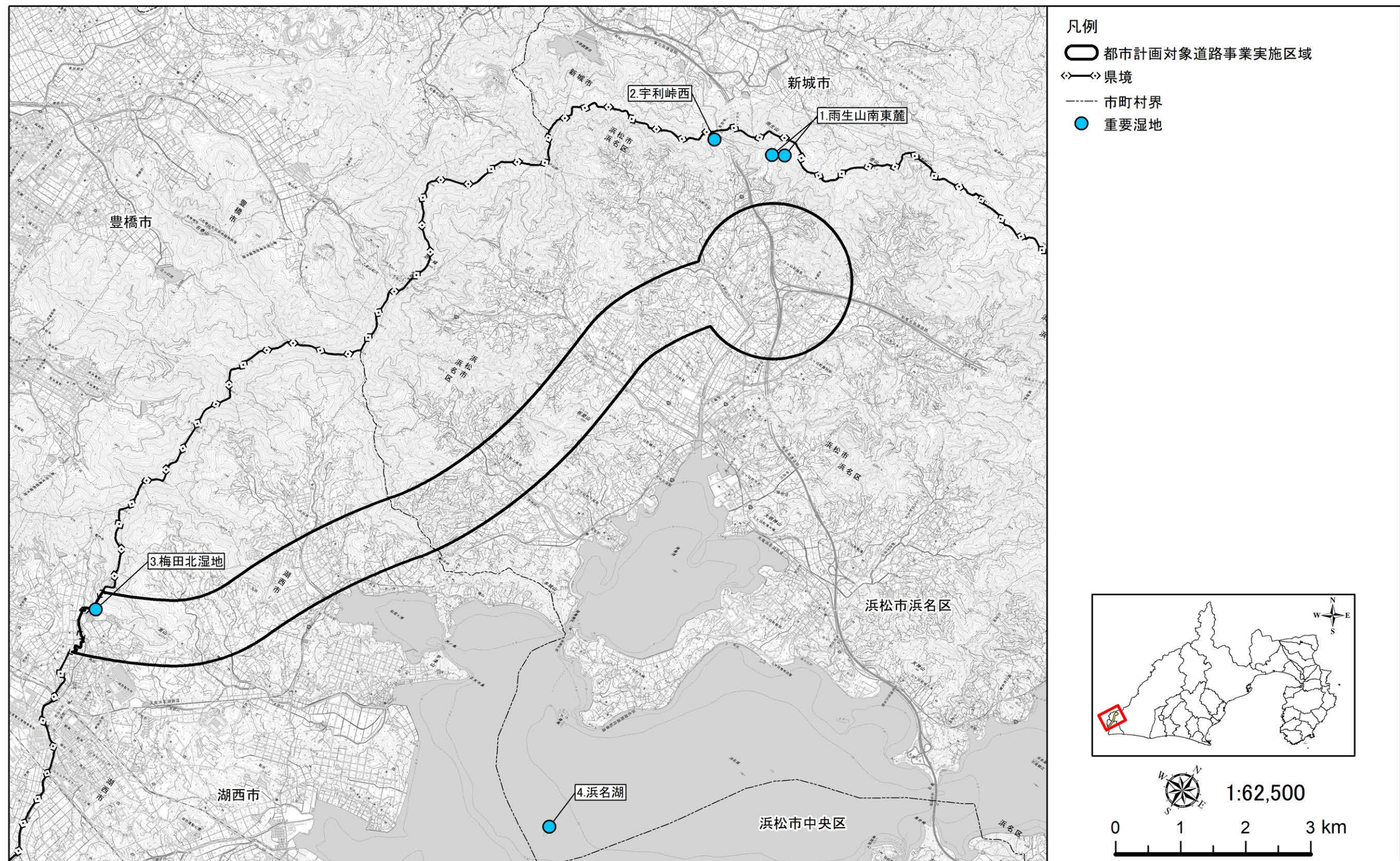
注1) 選定基準は以下のとおりである。

1. 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、さんご礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的又は相当の規模の面積を有している場合
2. 希少種、固有種等が生育・生息している場合
3. 多様な生物相を有している場合（ただし、外来種を除く）
4. 特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合
5. 生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、繁殖場等）である場合

注2) 「市町」の欄には、当該湿地が分布する市町村のうち調査区域市町（静岡県浜松市、湖西市）のみ記載している。

注3) 浜名湖周辺湧水湿地群の個別の湿地位置は、「東海地方の湧水湿地」（2019年 湧水湿地研究会）を参考に調査区域内に位置するものを図示した。

出典：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ホームページ）



各重要湿地の位置情報は、絶滅危惧種の保全等に留意し、おおよその代表地点を示したものです。
 浜名湖周辺湧水湿地群の個別の湿地位置は、「東海地方の湧水湿地」(2019年 湧水湿地研究会)を参考に図示しています。
 出典:「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省ホームページ)
 「東海地方の湧水湿地」(2019年 湧水湿地研究会)

図 4-2-27 重要湿地位置図

6) 「生物多様性保全上重要な里地里山」により選定された重要里地里山の区域

環境省は、さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置づけ、「生物多様性保全上重要な里地里山」(重要里地里山)を選定しています。

調査区域には、環境省により選定されている重要里地里山はありません。

7) 地方公共団体の条例等、自然環境の保全を目的に指定された区域

調査区域において、「静岡県希少野生動植物保護条例」(平成 22 年 8 月 6 日条例第 37 号、最終改正：平成 22 年 8 月 6 日条例第 37 号)第 21 条第 1 項の規定により指定された指定希少野生動植物の生息地等保護区の区域はありません。

8) 「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域及び農用地区域

調査区域における「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)に基づく、農業振興地域として指定することを相当とする地域の状況は表 4-2-47 に示すとおりです。

なお、現在の農用地区域の指定状況は前掲の図 4-2-2(2)に示すとおりです。

表 4-2-47 農業振興地域の状況

市	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
浜松市	都市計画法の市街化区域及び臨港地区、規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 79,963ha (農用地面積 14,482ha)
湖西市	都市計画法の市街化区域及び臨港地区、国有林等を除いた区域	総面積 5,136ha (農用地面積 1,518ha)

注) 都市計画法の市街化区域の位置及び国有林の位置は、前掲の図4-2-2(1)、(3)に示す。

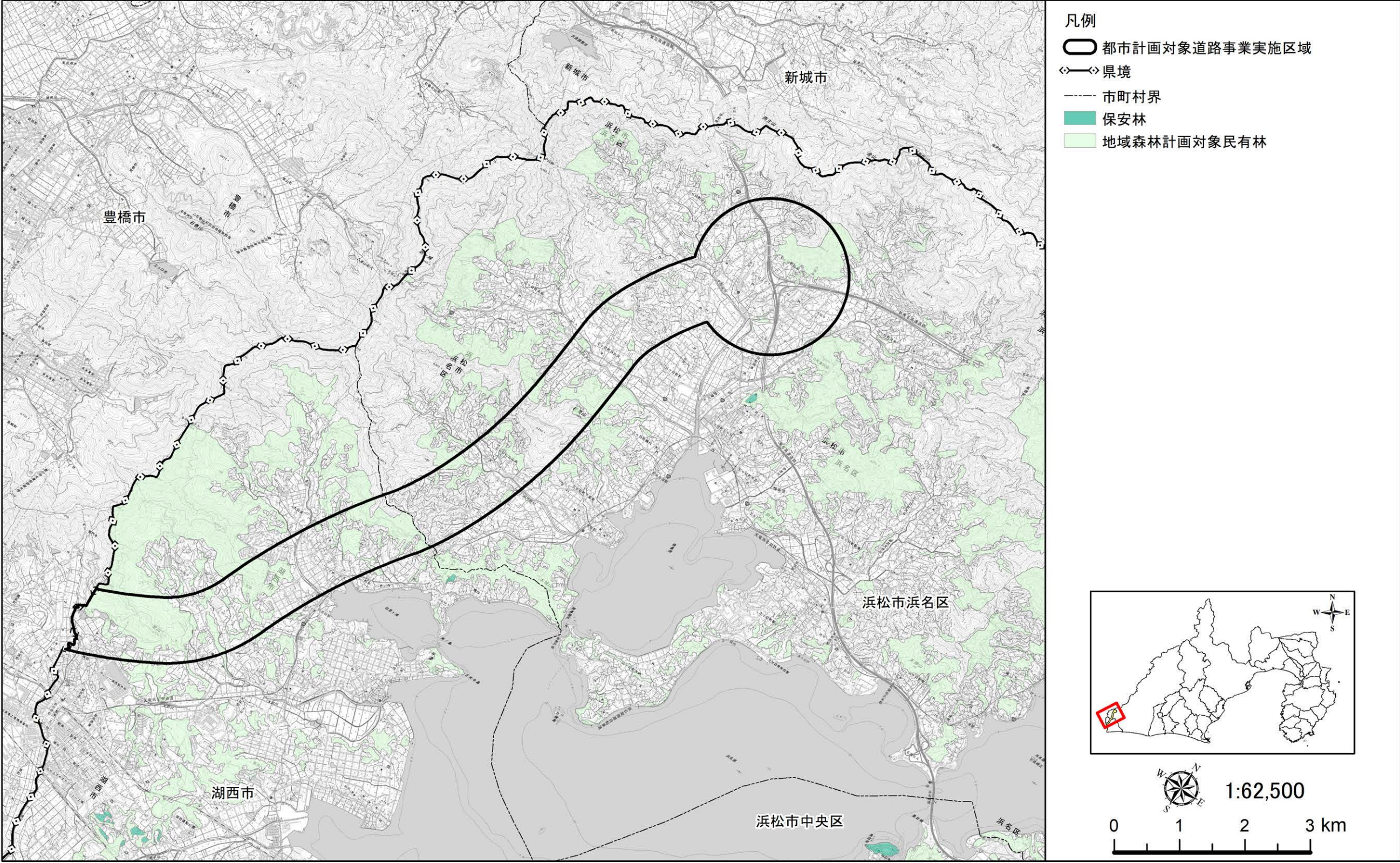
出典：「静岡県農業振興地域整備基本方針」(令和4年3月、静岡県)

9) 「森林法」の規定により指定された保安林

調査区域には、「森林法」(昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)第 25 条の規定により指定された保安林及び第 5 条第 1 項の規定に基づき策定する地域森林計画対象民有林の区域が存在します。

調査区域における保安林の位置は、図 4-2-28 に示すとおりです。

事業実施区域においては、保安林は存在しませんが、地域森林計画対象民有林が存在します。



出典：「国土数値情報 森林地域データ（平成27年版）」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）

図 4-2-28 保安林位置図

10) 「砂防法」の規定に基づき指定された砂防指定地

調査区域には、「砂防法」(明治30年3月30日法律第29号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第2条の規定に基づき指定される砂防指定地が存在します。

調査区域における砂防指定地の位置は図4-2-29に示すとおりです。

事業実施区域においては、湖西市大知波の周辺に砂防指定地が存在します。

11) 「地すべり等防止法」の規定に基づき指定された地すべり防止区域

調査区域において、「地すべり等防止法」(昭和33年3月31日法律第30号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第3条の規定に基づき指定される地すべり防止区域は存在しません。

12) 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域

調査区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年7月1日法律第57号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域が存在します。

調査区域における急傾斜地崩壊危険区域の位置は図4-2-29に示すとおりです。

事業実施区域においては、急傾斜地崩壊危険区域は存在しません。

13) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された土砂災害警戒区域

調査区域には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年5月8日法律第57号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第7条に基づき指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項により指定された土砂災害特別警戒区域が存在します。

調査区域における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の位置は図4-2-29に示すとおりです。

事業実施区域においては、浜松市浜名区三ヶ日町尾奈周辺、湖西市大知波の周辺等に土砂災害警戒区域が、浜松市の宇利山川周辺、湖西市大知波の周辺等に土砂災害特別警戒区域が存在します。

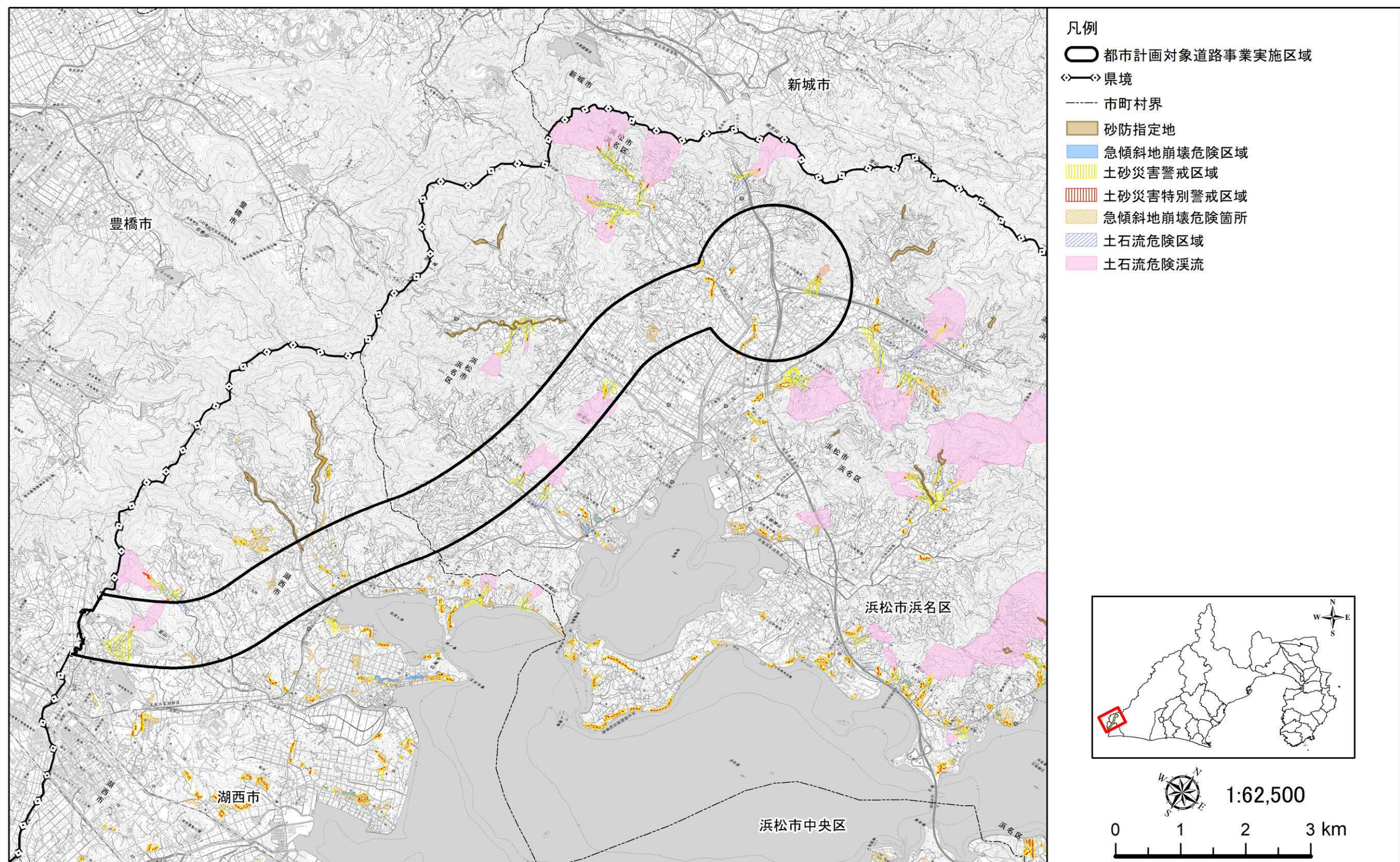


図 4-2-29 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等位置図

14) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による指定された指定区域

調査区域における「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和四十五年法律第百三十七号、最終改正：令和元年6月14日法律第37号)第15条の17に基づき指定された廃棄物が地下にある土地であって、土地の形質の変更により生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある区域は、表4-2-48(1)～(2)及び図4-2-30に示すとおりです。

事業実施区域においては、1箇所の指定区域が存在します。

表4-2-48(1) 廃棄物が地下にある指定区域(産業廃棄物)

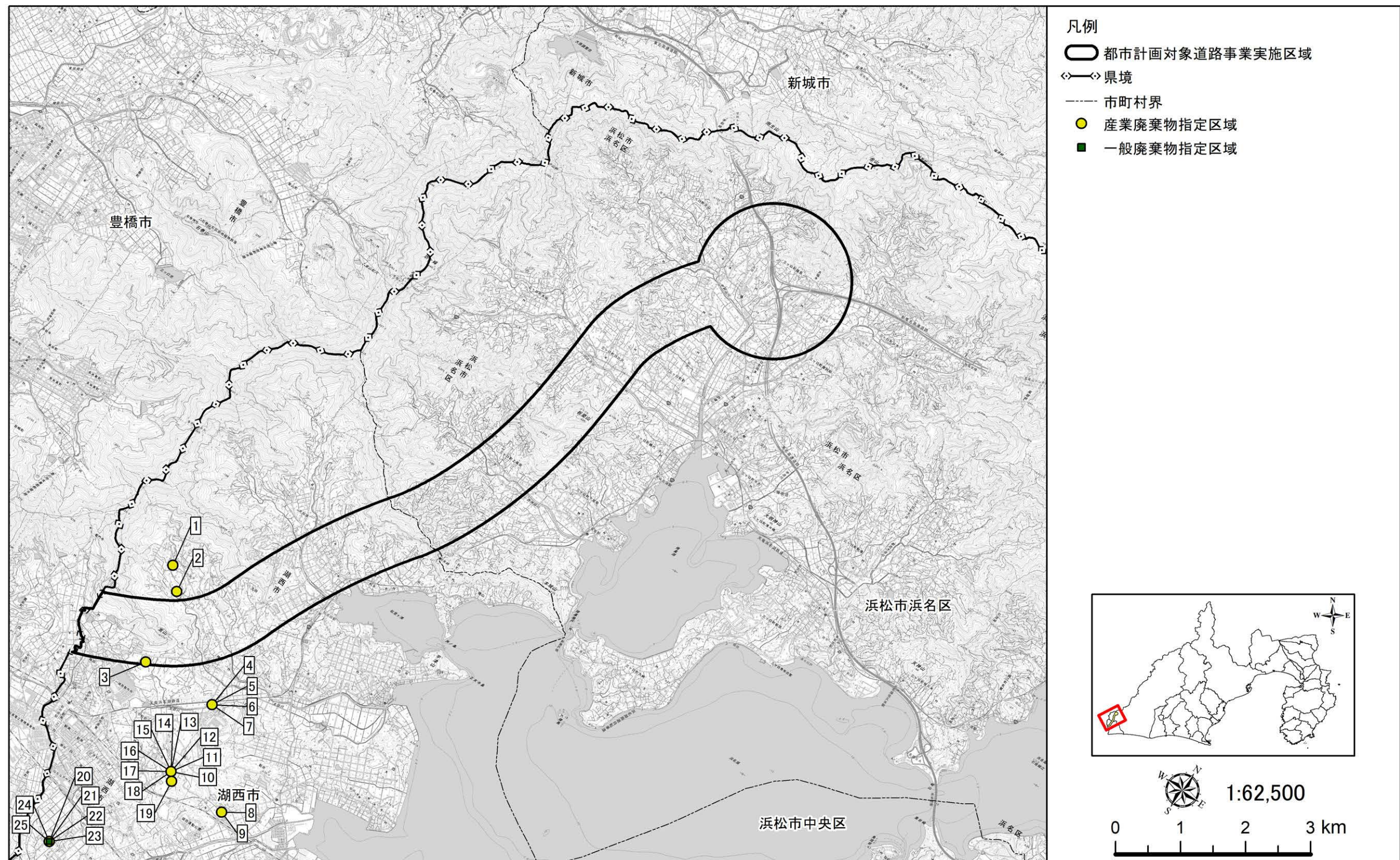
市	No.	所在地	指定年月日	告示番号	概況	区分
湖西市	1	湖西市太田字南山 1276 番 14 の各一部	H25.1.11	告示第 011 号	山林、田	安定型
	2	湖西市太田字山田 1262 番 1	H25.1.11	告示第 011 号	山林、田	安定型
	3	湖西市新所岡崎梅田入会地字新古 19 番 2 の 1 の 8 の一部	H22.4.16	告示第 392 号	畑	安定型
	4	湖西市岡崎字小俣 193 番 1 の一部	H22.4.16	告示第 392 号	畑	安定型
	5	湖西市岡崎字小俣 194 番の一部	H22.4.16	告示第 392 号	畑	安定型
	6	湖西市岡崎字小俣 194 番 2 の一部	H22.4.16	告示第 392 号	畑	安定型
	7	湖西市岡崎字小俣 197 番の一部	H22.4.16	告示第 392 号	畑	安定型
	8	湖西市岡崎字前田面 1871 番 1 の一部	H23.11.29	告示第 867 号	山林	安定型
	9	湖西市岡崎字前田面 1871 番 5 の一部	H23.11.29	告示第 867 号	山林	安定型
	10	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 61 の一部	H23.11.29	告示第 867 号	山林	安定型
	11	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 62 の一部	H23.11.29	告示第 867 号	山林	安定型
	12	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 63 の一部	H23.11.29	告示第 867 号	山林	安定型
	13	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 64 の一部	H23.11.29	告示第 867 号	山林	安定型
	14	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 65 の一部	H23.11.29	告示第 867 号	山林	安定型
	15	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 90 の一部	H23.11.29	告示第 867 号	山林	安定型
	16	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 164 の一部	H23.11.29	告示第 867 号	山林	安定型
	17	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 165 の一部	H23.11.29	告示第 867 号	山林	安定型
	18	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 198 の一部	H23.11.29	告示第 867 号	山林	安定型
	19	湖西市岡崎字前田面 1374 番の一部	H23.11.29	告示第 867 号	山林	安定型
	20	湖西市白須賀字宿北 4418 番 1 の一部	H23.2.25	告示第 110 号	宅地	管理型
	21	湖西市白須賀字宿北 4422 番 1 の一部	H23.2.25	告示第 110 号	宅地	管理型
	22	湖西市白須賀字宿北 4422 番 2 の一部	H23.2.25	告示第 110 号	宅地	管理型
	23	湖西市白須賀字宿北 4520 番 1 の一部	H23.2.25	告示第 110 号	宅地	管理型

出典：「産業廃棄物最終処分場 指定区域一覧表」(静岡県ホームページ)

表 4-2-48(2) 廃棄物が地下にある指定区域(一般廃棄物)

市	No.	所在地	指定年月日	告示番号	概況	区分
湖西市	24	湖西市白須賀字宿北 4418 番 1 の一部	H23.2.25	告示第 110 号	空地	一般廃棄物最終処分場、 管理型産業廃棄物最終処分場
	25	湖西市白須賀字宿北 4520 番 1 の一部	H23.2.25	告示第 110 号	空地	一般廃棄物最終処分場、 管理型産業廃棄物最終処分場

出典：「一般廃棄物最終処分場 指定区域一覧表」(静岡県ホームページ)



出典：「産業廃棄物最終処分場 指定区域一覧表」(静岡県ホームページ)
「一般廃棄物最終処分場 指定区域一覧表」(静岡県ホームページ)

図 4-2-30 廃棄物が地下にある指定区域位置

15) 地方公共団体の条例等に基づいて定められた基準又は目標等

自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

静岡県では「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年6月3日法律第70号、最終改正：令和元年5月24日法律第14号)に基づき指定される窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域はありません。

ばい煙施設等

静岡県では、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」(平成10年12月25日条例第44号、最終改正：平成24年3月23日条例第21号)第11条の規定に基づき、いおう燃焼施設等の6種類の施設をばい煙発生施設として、第24条の規定に基づき、破碎機及び摩砕機等の12種類の施設を一般粉じん発生施設として指定しています。

ばい煙発生施設は表4-2-49に、一般粉じん発生施設は表4-2-50に示すとおりです。

表 4-2-49 ばい煙発生施設規制基準

No.	ばい煙発生施設
1	パルプ又は紙の製造業における硫化物の製造の用に供するいおう燃焼施設
2	アルミニウム又はアルミニウム合金の用に供する溶解炉及び溶融めっき施設
3	鉛又は鉛合金の用に供する溶融めっき施設及び溶射施設
4	弗化炭化水素又は弗素系合成樹脂の製造の用に供する反応施設
5	食料品又は飲料の製造の用に供する直接加熱型の湯煮施設(熱源として電気を使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガス(以下「希硫ガス」という。)を燃料として専焼させるものを除く。)であって、火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。)が1平方メートル以上のもの又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のもの
6	塩素又は塩素系のガスを使用する漂白施設

表 4-2-50 一般粉じん発生施設規制基準

No.	一般粉じん発生施設	規模
1	鉱物、岩石又はセメントの用に供する破碎機及び摩砕機(湿式のものと密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上 75 キロワット未満であること。
2	鉱物、岩石又はセメントの用に供するふるい(湿式のものと密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上 15 キロワット未満であること。
3	木材チップ又は木粉の堆積場	面積が 1,000 平方メートル以上であること。
4	木材チップ又は木粉の用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア(密閉式のものを除く。)	ベルトコンベアにあってはベルトの幅が 75 センチメートル以上のもの、バケットコンベアにあってはバケットの内容積が 0.03 立方メートル以上であること。
5	木材チップの風送施設(木材チップの製造の用に供するものを除く。)	
6	穀物用製粉機	原動機の定格出力が 3.7 キロワット以上であること。
7	石灰製品の製造の用に供する消化施設	
8	打綿機	
9	金属製品又は木製品の製造の用に供する乾式研磨機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上であること。
10	木材加工用の帯のこ盤、丸のこ盤及びかな盤	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上であること。
11	金属製品又は木製品の製造の用に供する吹付塗装施設	
12	別珍又はコールテンの仕上施設	

化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量に係る総量規制基準（第 9 次）

静岡県には、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 4 条の 2 に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る水質の汚濁の防止を図るために定められた指定区域はありません。

16) 環境の保全を目的とする法令・規制等の内容

環境基本条例

静岡県は環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として「静岡県環境基本条例」（平成 8 年 3 月 28 日条例第 24 号、最終改正：平成 19 年 3 月 20 日条例第 42 号）を定めています。

環境基本計画

静岡県は、「静岡県環境基本条例」（平成 8 年 3 月 28 日条例第 24 号、最終改正：平成

19 年 3 月 20 日条例第 42 号) に基づき、地球環境を守り、地域資源を活かし共に支え合う、「環境と生命の世紀」にふさわしい“ふじのくに”の実現を将来像とし、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、「第 4 次静岡県環境基本計画」(令和 4 年 3 月) を定めています。

自然環境保全条例

静岡県は、「自然環境保全法」(昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号) その他の自然環境の保全を目的とする法令とあいまって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「静岡県自然環境保全条例」(昭和 48 年 03 月 23 日条例第 9 号、最終改正：令和 3 年 3 月 26 日条例第 7 号) を定めています。

生活環境の保全等に関する条例

静岡県は「静岡県環境基本条例」(平成 8 年 3 月 28 日条例第 24 号、最終改正：平成 19 年 3 月 20 日条例第 42 号) 第 3 条に定める基本理念にのっとり、公害の防止のための規制、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」(平成 10 年 12 月 25 日条例第 44 号、最終改正：平成 24 年 3 月 23 日条例第 21 号) を定めています。

地球温暖化対策に関する条例

静岡県は「静岡県環境基本条例」(平成8年3月28日条例第24号、最終改正：平成19年3月20日条例第42号)第3条に定める基本理念にのっとり、地球温暖化の防止について県、事業者、建築主、県民及び観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関し地球温暖化対策地域推進計画を策定し、温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として「静岡県地球温暖化防止条例」(平成19年3月20日条例第31号)を定めています。

同条例第8条に基づき、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」(令和4年3月、静岡県)を策定しており、その施策等の概要は、図4-2-31に示すとおりです。



出典：「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画(概要版)」(令和4年3月、静岡県)

図4-2-31 静岡県地球温暖化対策実行計画の施策の概要

2.8.その他の状況

(1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

本事業の環境影響評価において対象とする廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物(以下、「建設副産物」とする)のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源(建設発生土・コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材)や廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)を含みます。建設副産物に係る関係法令等には、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月2日法律第110号、最終改正:平成24年6月27日号外法律第47号)により、基本的な枠組みが決められています。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号、最終改正:令和4年6月17日号法律第68号)に従い適正に処理を行うこととされています。また、原材料として利用の可能性があるもの(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等)及びそのまま原材料となるもの(建設発生土)は、再生資源として「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年4月26日法律第48号、最終改正:令和4年5月20日号法律第46号)並びに個別物品の特性に応じた規制の一つである「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号、最終改正:令和3年5月19日号外法律第37号)に従い、再生資源のリサイクルを行うことが規定されています。

一方、循環型社会に向けた各種の活動を支援するものとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年5月31日法律第100号、最終改正:令和3年5月19日号外法律第37号)に従い、国や自治体に環境負荷の低い物品(環境物品)の購入を義務付けています。国土交通省においては、「令和5年度版国土交通白書」(令和5年6月、国土交通省)によると、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」に基づく全国一斉パトロール等の実施による同法の適正な実施の確保、海上輸送を活用した循環資源物流ネットワークの形成に向けた基本的考え方、廃棄物海面処分場の計画的な確保等について、各種施策の実施状況や評価等のレビューを実施しています。

国土交通省では、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を示した「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」(計画期間:最大10年間、必要に応じて見直し)を令和2年9月に策定し、建設副産物の再資源化率等に関する6年度達成基準値を設定するとともに、今後は「質」の向上が重要な視点と考え、建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献、社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮、建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等を主要課題とした取り組むべき施策を実施しています。

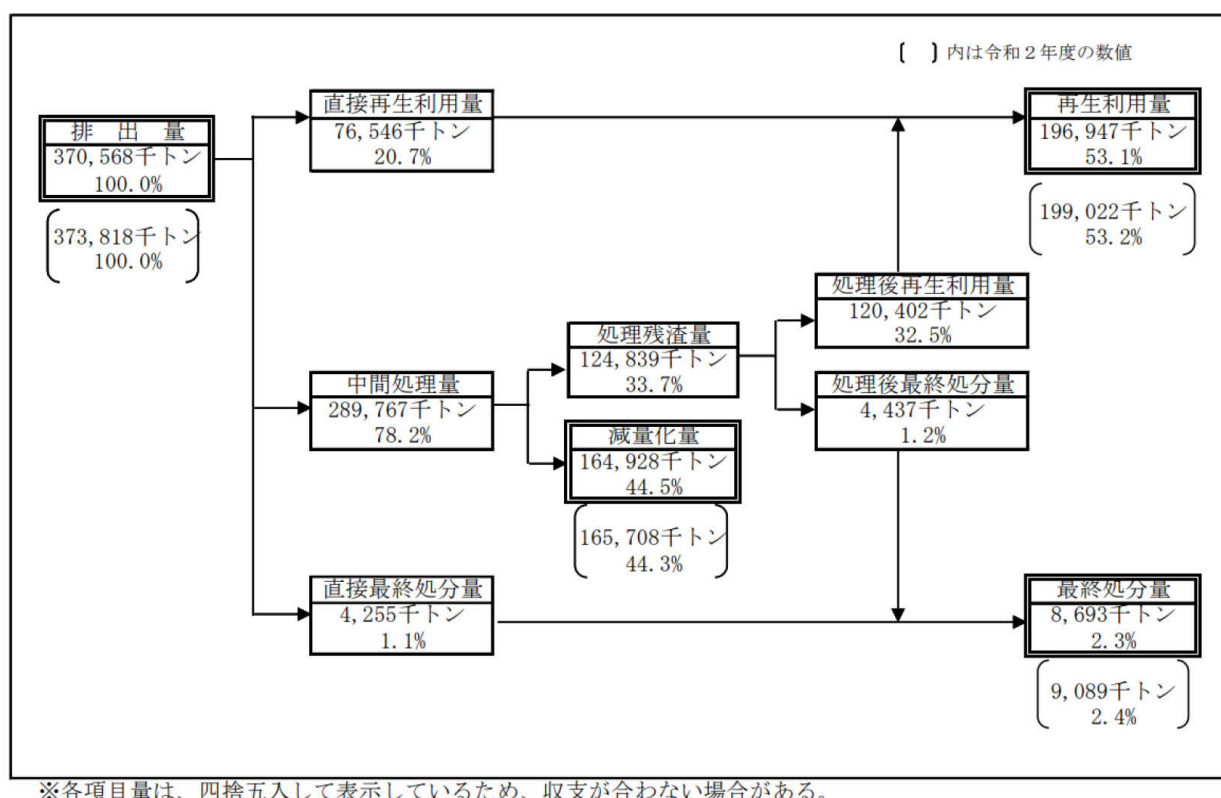
静岡県では、産業廃棄物の適正な処理の確保を目指し、より一層の施策の充実を図るとともに、産業廃棄物に関わる者の適正処理に向けた自主的な取組みを促すため、排出事業者の処理責任の徹底、県外から搬入される産業廃棄物の適正処理、処理業者による不適正な処理の防止、不法投棄等に利用されないための土地の適正管理、処理施設設置者の周辺住民に対する説明責任の徹底といった規定事項を5本の柱とした「静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」(平成19年3月20日条例第32号、最終改正:平成

23 年 3 月 18 日条例第 23 号) を制定しています。

(2) 廃棄物の再利用・処理技術の現況

「令和 4 年度事業 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和 3 年度速報値」(令和 5 年 3 月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)における全国の令和 3 年度産業廃棄物の処理状況は、図 4-2-32 に示すとおりです。

産業廃棄物全排出量のうち、再生利用量が占める割合は 53.1%、最終処分量が占める割合は 2.3%となっています。



出典：「令和4年度事業 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和3年度速報値」
(令和 5 年 3 月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)

図 4-2-32 産業廃棄物の処理のフロー（令和 3 年度実績値）

また、「建設リサイクル推進計画 2020」の目標値は表 4-2-51 に示すとおりです。

国土交通省では、所轄公共施設や公共事業においてアスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊を路盤材や再生アスファルト合材として再利用を図ってきており、令和 2 年には「建設リサイクル推進計画 2020」(令和 2 年 9 月、国土交通省)を策定しています。

「建設リサイクル推進計画 2020」によると、2020 年度から概ね 10 カ年を計画期間として、国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象に、2024 年度を目標年度とする目標値を設定しています。さらに、本計画のフォローアップを行うことにより建設リサイクル法の施行状況、建設リサイクル法基本方針における特定建設資材廃棄物の再資源化・縮減の目標達成状況等を確認し、必要な措置を講じるものとしています。

表 4-2-51 建設リサイクル推進計画 2020 の目標

品目		指標	2018 目標値	2018 実測値	2024 達成基準値
	アスファルト・ コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	99%以上
	コンクリート 塊	再資源化率	99%以上	99.3%	99%以上
	建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.2%	97%以上
	建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	94.6%	95%以上
	建設混合廃棄物	排出率	3.5%以下	3.1%	3.0%以上
建設廃棄物全体		再資源化・縮減率	96%以上	97.2%	98%以上
建設発生土		有効利用率	80%以上	79.8%	80%以上

(参考値)

建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60%以上	63.2%	—
---------	----------	-------	-------	---

出典：「建設リサイクル推進計画2020」(令和2年9月、国土交通省)

「平成30年度建設副産物実態調査結果」(令和2年1月、国土交通省総合政策局)における、静岡県で実施された公共土木工事から発生した建設副産物の再資源化の状況は表4-2-52に、建設発生土の再利用の状況は表4-2-53に示すとおりです。

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材等の再資源化率が95%を超えており、特に高くなっています。また、建設発生土の有効利用率は85%程度となっています。

表 4-2-52 公共土木工事における建設副産物の再資源化の状況(静岡県)

区分	廃棄物分類	搬出量 (千t)	再資源化量 (千t)	縮減量 (千t)	最終処分量 (千t)	再資源化率 (%)
建設 廃棄物	アスファルト・ コンクリート塊	476.2	475.5	0.0	0.7	99.9
	コンクリート塊	303.9	303.8	0.0	0.1	100.0
	建設発生木材	3.5	3.4	0.0	0.1	97.8
	伐木材・除根材	43.8	39.9	0.0	3.9	91.1
	建設汚泥	22.7	16.6	5.3	0.8	96.3
	建設混合廃棄物	10.1	7.3	0.5	2.3	77.0
	廃プラ	0.5	0.2	0.1	0.2	67.6
	紙くず	0.1	0.1	0.0	0.0	96.8
	金属くず	4.3	4.1	0.0	0.1	97.0
	廃石膏ボード	0.1	0.1	0.0	0.0	78.9
	廃塩ビ管	0.1	0.1	0.0	0.0	98.6
	建設廃棄物計	865.2	851.0	5.9	8.3	99.0

注1)「国土交通省等」「その他の国」「特殊法人等」「都道府県」「政令指定市」「その他の市町村」が発生した公共土木工事における発生量の合算である。

注2)再資源化率は、搬出量全体における再資源化量(縮減を含む)の割合を示している。

出典：「平成30年度建設副産物実態調査結果」(令和2年1月、国土交通省総合政策局)

表 4-2-53 建設発生土の利用の状況

県	有効利用量 (千 m ³)	その他 (千 m ³)	場外搬出量 (千 m ³)	現場内利用量 (千 m ³)	有効利用率 (%)
静岡県	1,550.6	1,137.1	2,687.7	5,145.0	85.5

注1)「国土交通省等」「その他の国」「特殊法人等」「都道府県」「政令指定市」「その他の市町村」が発注した公共土木工事における発生量の合算である。

注2)有効利用率は、建設工事で発生した土砂のうち再利用したものの割合を示し、以下により算出している。

有効利用率 = (有効利用量 + 現場内利用量) / (現場外搬出量 + 現場内利用量)

出典：「平成30年度建設副産物実態調査結果」(令和2年1月、国土交通省総合政策局)

(3) 廃棄物処理施設の立地状況

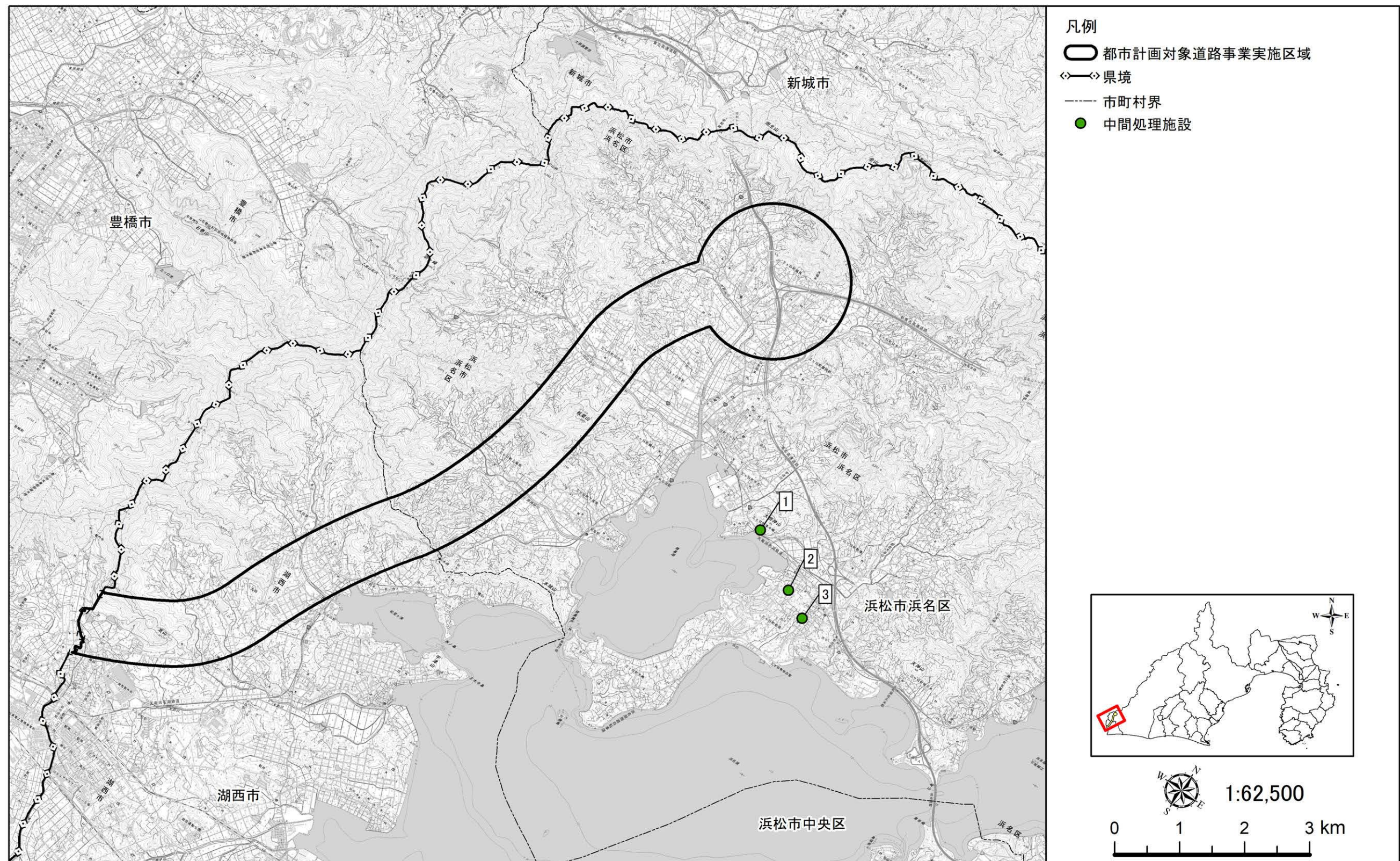
調査区域における産業廃棄物処理施設は表 4-2-54、図 4-2-33 に示すとおりです。事業実施区域及びその周囲には、浜松市において、産業廃棄物処理施設が 3 件分布しています。湖西市の産業廃棄物処理施設位置は非公表となっています。

表 4-2-54 産業廃棄物処理施設(浜松市)

No.	品目 業者氏名	廃プラスチック	木くず	ガラス等くず	がれき類	処分方法	施設所在地
1	有限会社西遠リサイクルセンター			○	○	破碎	静岡県浜松市浜名区三ヶ日町津々崎字川原田 1104 番地の 9
2	株式会社三ヶ日ガーデン		○			破碎	静岡県浜松市浜名区三ヶ日町都筑字前田 2614 番 外 4 筆
3	伊藤実和子	○				溶融固化	静岡県浜松市浜名区三ヶ日町都筑 42 番

注1) ○：水銀関係産業廃棄物を除く

出典：産業廃棄物処理業者名簿(令和5年12月1日時点、浜松市役所環境部産業廃棄物対策課)



注1) 湖西市の産業廃棄物処理施設位置は非公表のため図示していない。
 出典：産業廃棄物処理業者名簿（令和5年12月1日時点、浜松市役所環境部産業廃棄物対策課）

図 4-2-33 産業廃棄物処理施設位置

(4) 温室効果ガス等の状況

静岡県の温室効果ガス排出量は、表 4-2-55(1)に示すとおりです。

静岡県では「静岡県地球温暖化対策実行計画」(令和 4 年 3 月、静岡県)を策定しており、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46.6%削減する目標を設定しています。また、県の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減に対しては「静岡県庁温室効果ガス削減アクションプラン」(令和 5 年 3 月、静岡県)を策定しており、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 55%削減する目標を設定しています。

表 4-2-55(1) 温室効果ガス排出量の状況(静岡県)

温室効果ガスの種類等		2020 年度(速報値) 排出量(万 t-CO ₂)	基準年度(2013 年度) 排出量(万 t-CO ₂)	基準年度比 削減率(%)
二酸化炭素	産業	1,042	1,287	-19.0
	業務	364	605	-39.8
	家庭	473	592	-20.1
	運輸	514	590	-12.8
	廃棄物等	83	75	10.6
その他ガス		262	206	27.5
森林吸収		-58	(-74)	-
総計		2,680	3,355	-20.1

出典：「2020(令和2)年度の温室効果ガス排出状況」(令和5年2月、静岡県くらし・環境部環境政策課)

浜松市の温室効果ガスの排出状況は、表 4-2-55(2)～(3)に示すとおりです。

浜松市では「浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(令和 3 年 4 月、浜松市)を策定しており、中期目標として 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 30%削減する目標を設定しています。また、長期ビジョンとして、2050 年までに浜松市全域で排出される二酸化炭素排出を実質ゼロ、脱炭素社会の実現を目指すとしています。

表 4-2-55(2) 温室効果ガス排出量の状況(浜松市)

		2020 年度(速報値) 排出量(千 t-CO ₂)	基準年度(2013 年度) 排出量(千 t-CO ₂)	基準年度比 削減率(%)
排出量	二酸化炭素	4,001	5,419	-26.2
	二酸化炭素以外	432	306	+41.1
	合計	4,433	5,725	-22.6
森林吸収による 二酸化炭素吸収		-372	-427	-12.8
合計(森林吸収を考慮)		4,061	5,298	-23.3

出典：「2020(令和2)年度の浜松市域の温室効果ガス排出状況について【速報値】」(浜松市役所カーボンニュートラル推進事業本部)

表 4-2-55 (3) 部門別二酸化炭素排出量の状況（浜松市）

		2020 年度(速報値) 排出量(千 t-CO ₂)	基準年度(2013 年度) 排出量(千 t-CO ₂)	基準年度比 削減率(%)
二 酸 化 炭 素	産業部門	904	1,322	-31.6
	業務部門	955	1,403	-31.9
	家庭部門	835	1,201	-30.4
	運輸部門	1,226	1,423	-13.8
	廃棄物処理部門	81	71	+14.2
二酸化炭素排出量合計		4,001	5,419	-26.2

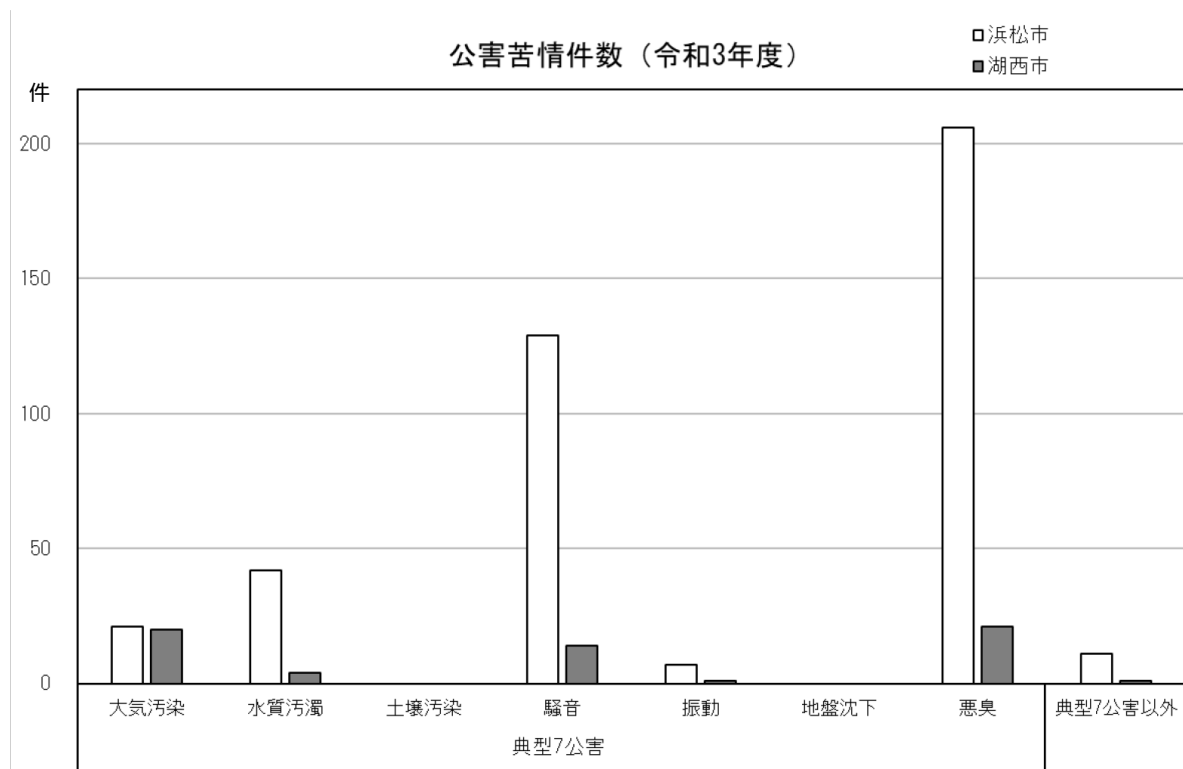
出典：「2020（令和2）年度の浜松市域の温室効果ガス排出状況について【速報値】」（浜松市役所
カーボンニュートラル推進事業本部）

(5) 公害苦情の状況

浜松市、湖西市における公害苦情件数の状況は、図 4-2-34 に示すとおりです。

浜松市では悪臭が最も多く、次いで騒音、水質汚濁となっています。

湖西市では大気汚染と悪臭が最も多く、次いで騒音となっています。



出典：「公害の種類別・市町別の苦情件数等（R3）」（静岡県ホームページ）

図 4-2-34 静岡県における公害苦情件数の状況（令和3年度）